
榛東村第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

榛東村

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の社会的背景	1
2 計画の位置づけ	2
2-1 計画の法的根拠	2
2-2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 策定体制	3
4-1 子ども・子育て支援会議	3
4-2 アンケート調査の実施	3
4-3 パブリックコメント	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	4
1 統計データからみた現状と課題	4
1-1 人口の状況	4
1-2 世帯の状況	8
1-3 女性の就労状況	11
2 アンケート調査の概要	12
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	13
1 基本理念	13
2 基本目標	14
3 施策の体系	15
第4章 子ども・子育て支援策の展開	16
1 子どもたちが健やかに育ち、自立するむら（子育て）	16
1-1 子どもがいきいきと遊べる環境づくり	16
1-2 生きる力を育む教育・学習の推進	17
1-3 子どもの人権の尊重と自立支援	20

2	親が安心して子どもを産み、育てられるむら（親育ち）	22
2-1	ゆとりのある子育て環境づくり	22
2-2	子育て家庭への社会的な支援	24
2-3	母と子の健康づくり	27
3	地域が子どもと子育てを応援するむら（共育ち）	29
3-1	安全で安心な環境づくり	29
3-2	子育てしやすい居住環境づくり	30
3-3	子育ての地域ネットワークづくり	31
第5章	子ども・子育て支援制度に基づく目標設定	32
1	子ども・子育て支援制度における給付・事業の全体像	32
2	教育・保育提供区域の設定	33
3	児童人口の推計	34
4	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	35
4-1	認定区分等	35
4-2	計画期間の量の見込みと確保方策	36
4-3	地域子ども・子育て支援事業	40
4-4	その他の推進方策	46
第6章	計画の推進体制	47
1	計画の推進体制	47
2	進捗状況の管理	47
資料編		48
資料1	アンケート調査結果の概要	48

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の社会的背景

我が国では、少子化が急速に進んでいる一方で、母親の就労率が上昇し、子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状にあります。また、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童等が深刻な問題となっています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年(2012年)8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度(2015年度)から施行されています。

村では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年(2005年)に「次世代育成支援対策推進行動計画(前期)」を、平成22年に「次世代育成支援対策推進行動計画(後期)」を策定し、子育て支援施策や教育・保育事業の充実に努めてきました。また、平成27年には、子ども・子育て支援法に基づき「榛東村子ども・子育て支援事業計画(第1期計画)」を策定し、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期等を定めることで、教育・保育事業に対するニーズに応じていくための体制づくりを進めてきました。

そしてこのたび、第1期計画の改定時期を迎え、村では「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容を踏まえた『榛東村子ども・子育て支援事業計画』の第2期計画(令和2年度～令和6年度)を策定し、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映させていきます。

2 計画の位置づけ

2-1 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

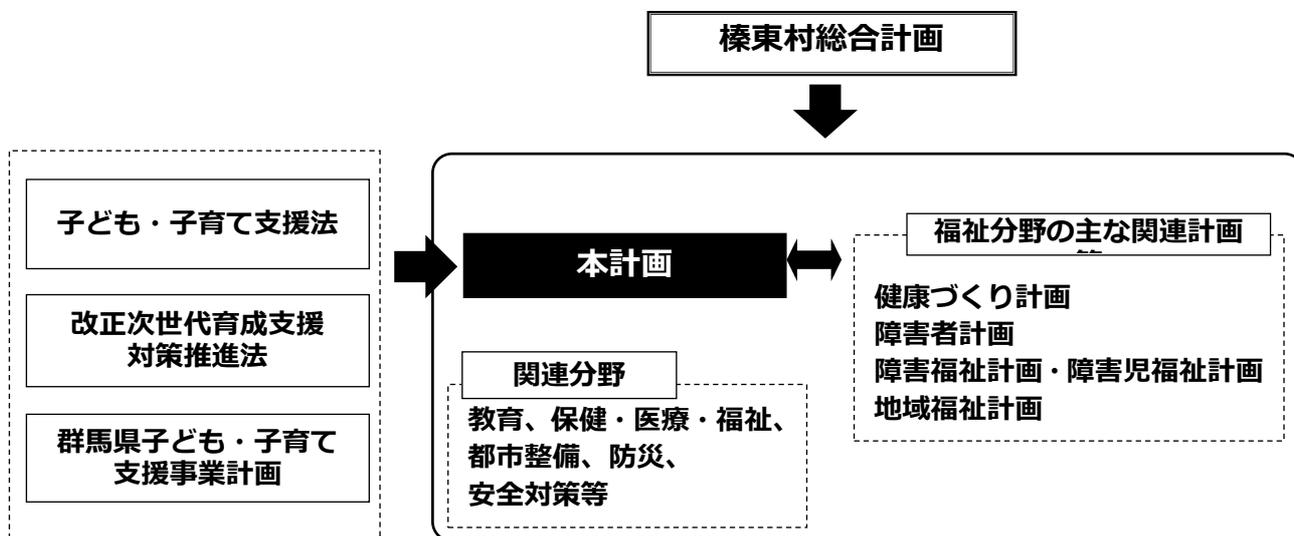
本計画には、改正次世代育成支援対策推進法第 8 条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。

2-2 計画の位置づけ

本計画は、榛東村総合計画の分野別個別計画に位置づけられます。

本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、群馬県子ども・子育て支援事業計画、本村の関連計画、関連分野との整合並びに連動を図っています。

本計画は、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものであり、住民をはじめ、保育園、認定こども園、幼稚園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。



3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。

4 策定体制

4-1 子ども・子育て支援会議

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「榛東村子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行いました。当会議は、村内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成され、村における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

4-2 アンケート調査の実施

計画策定にあたり、榛東村における教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を把握・算出する必要があるため、住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」についての調査を実施しました。

4-3 パブリックコメント

村民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計データからみた現状と課題

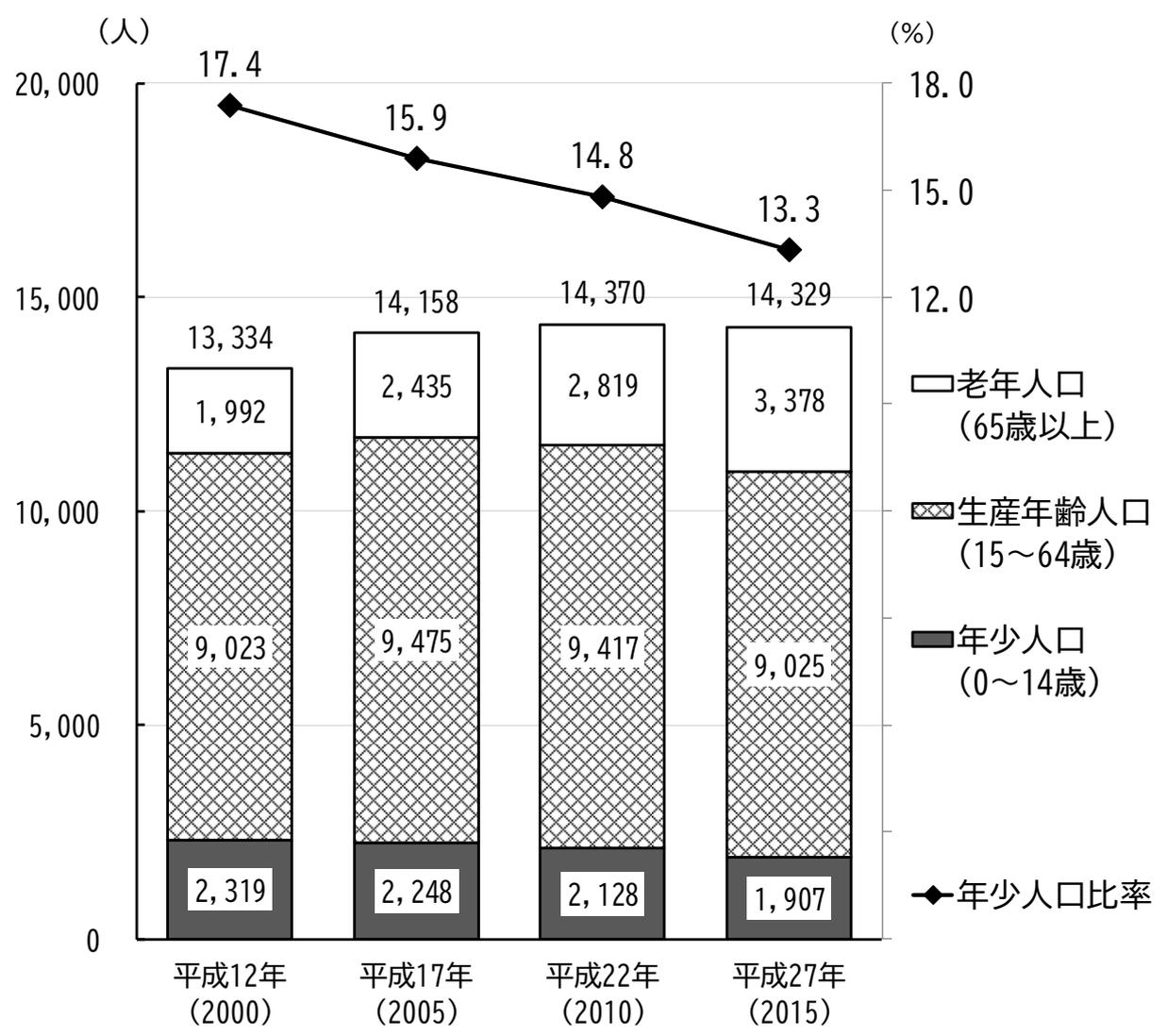
1-1 人口の状況

(1) 総人口の推移

① 中長期的にみた人口の推移

本村の総人口は、平成17年以降横ばいで推移していますが、年少人口・比率とも減少傾向にあります。

■ 年齢3区別の人口の推移（国勢調査人口）



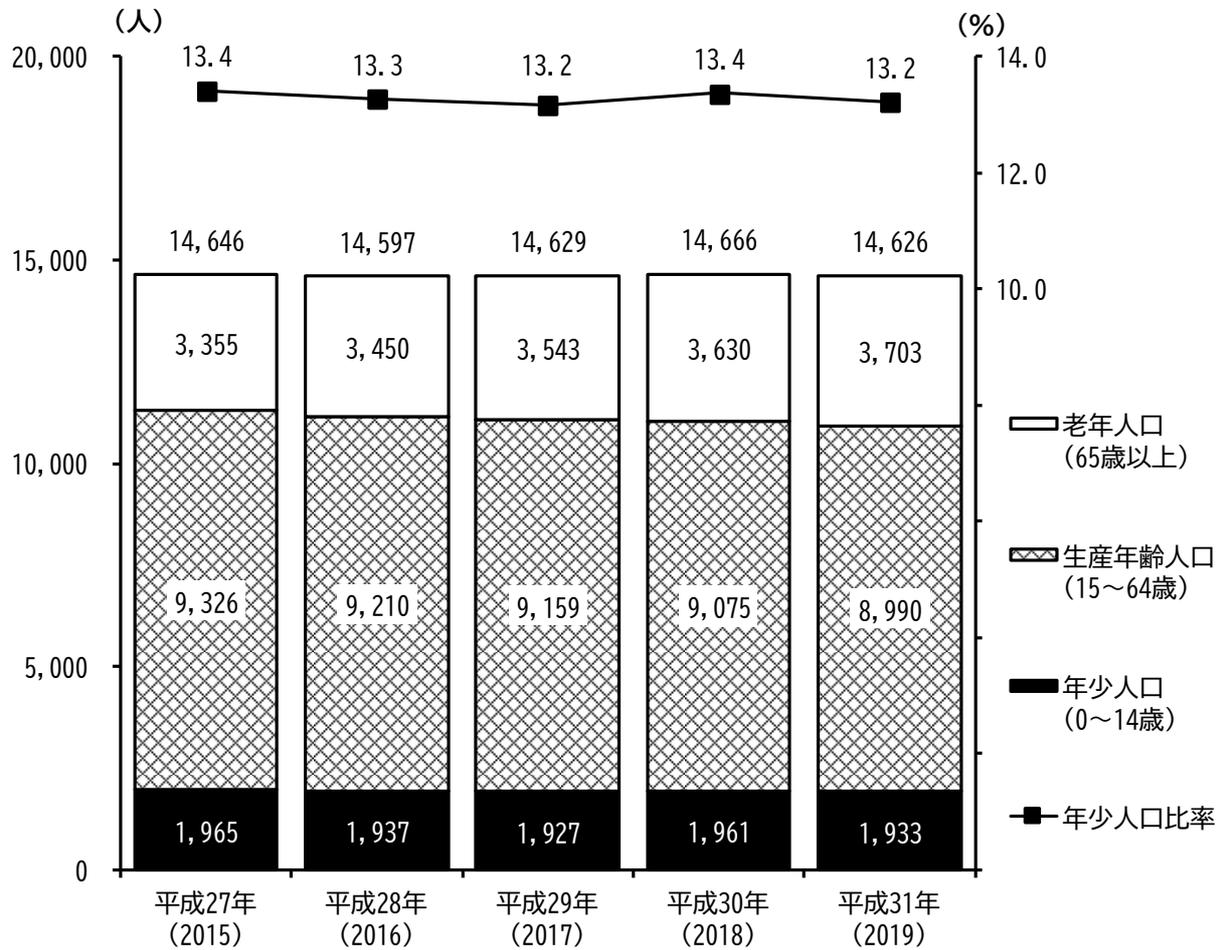
※1 総人口は年齢不詳を含む

資料：国勢調査(各年10月1日)

②近年の人口の推移（住民基本台帳人口）

平成27年以降の人口は、総人口、年齢3区分ともに横ばいで推移しています。

■年齢3区分別人口の推移（住民基本台帳人口）



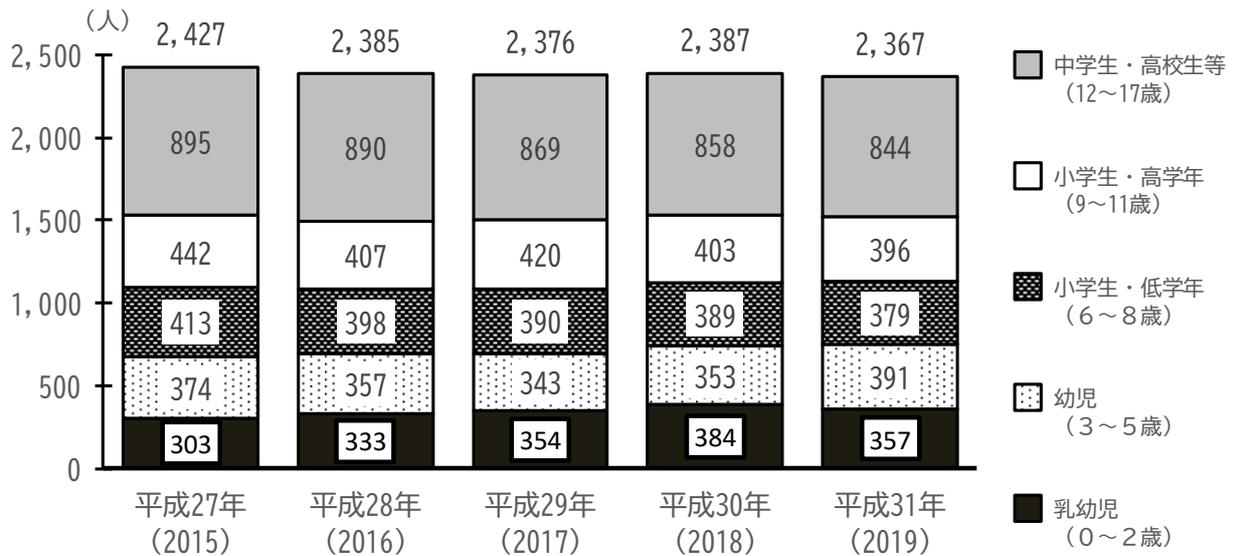
資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 児童人口の推移

① 児童人口の推移（18歳未満）

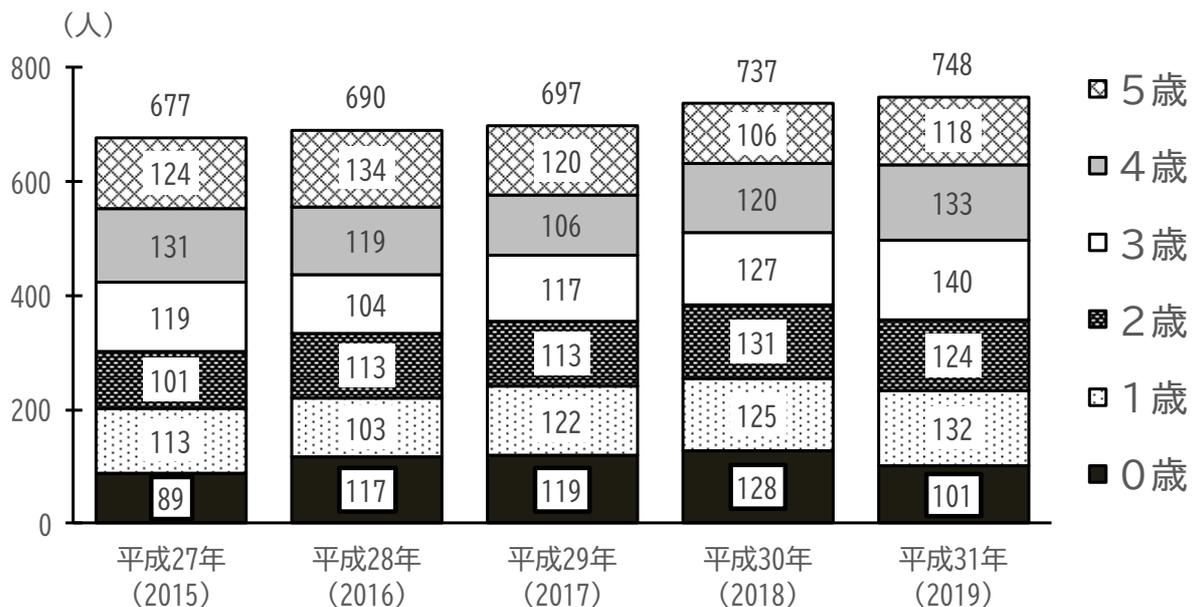
児童人口（18歳未満）は、平成28年以降、横ばいで推移しています。さらに、年齢区分別でみると、5歳未満の人口が増加傾向にあります。

■ 18歳未満の人口の推移（住民基本台帳人口）



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■ 5歳未満の人口の推移

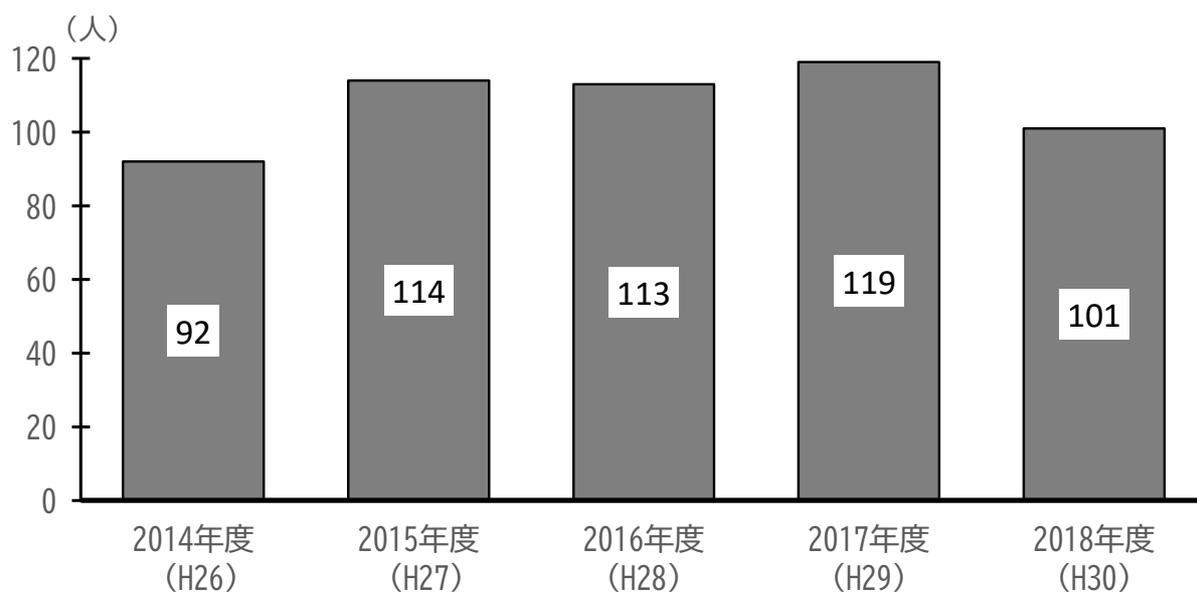


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 出生数の推移

出生数の推移をみると、平成 26 年度は 92 人でしたが、平成 27～29 年度の間は、年間 115 人前後で推移し、平成 30 年度は 101 人となっています。

■出生数の推移



資料：榛東村調べ（各年度4月1日～3月31日）

1-2 世帯の状況

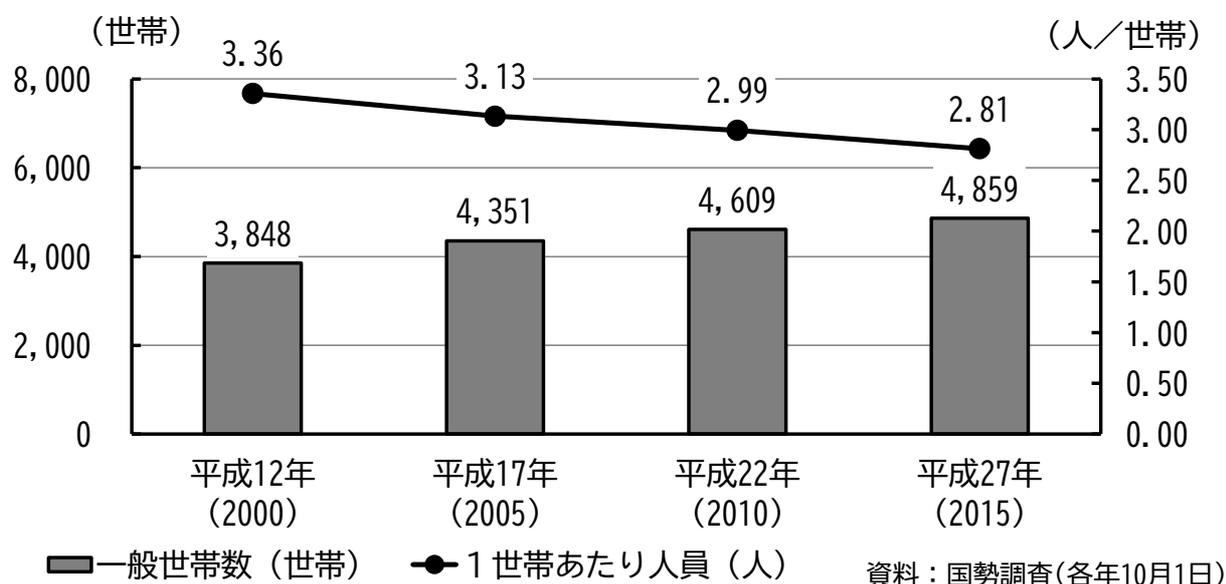
(1) 世帯数の推移

一般世帯数^{※1}の推移をみると、平成12年には3,848世帯でしたが、平成27年には4,859世帯となり、15年間で約1,000世帯増加しています。

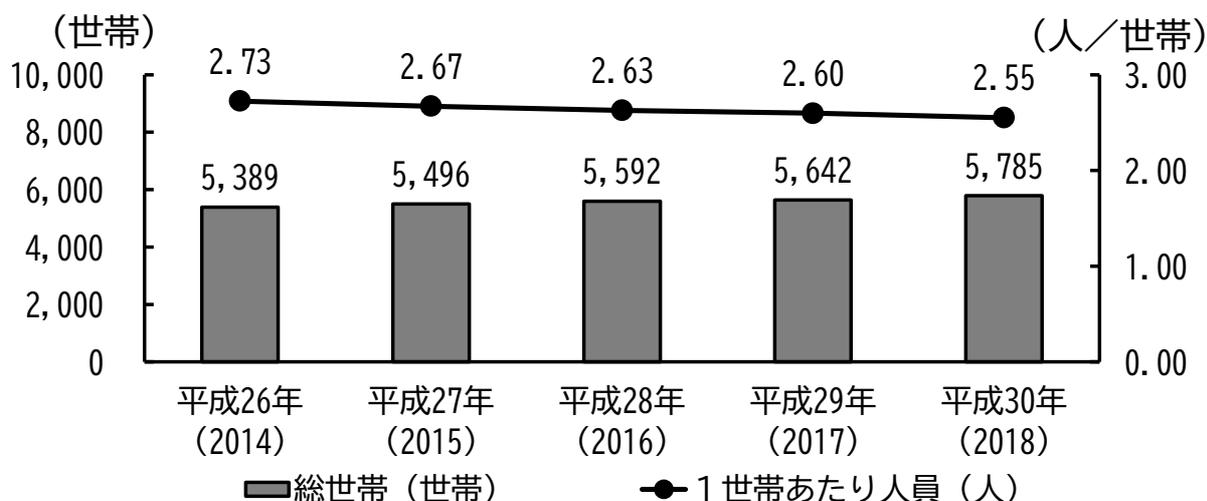
また、近年の世帯数（住民基本台帳）の推移をみると、毎年100世帯程度の増加が続いています。

1世帯当たりの世帯人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

■世帯数の推移（国勢調査）



■世帯数の推移（住民基本台帳）

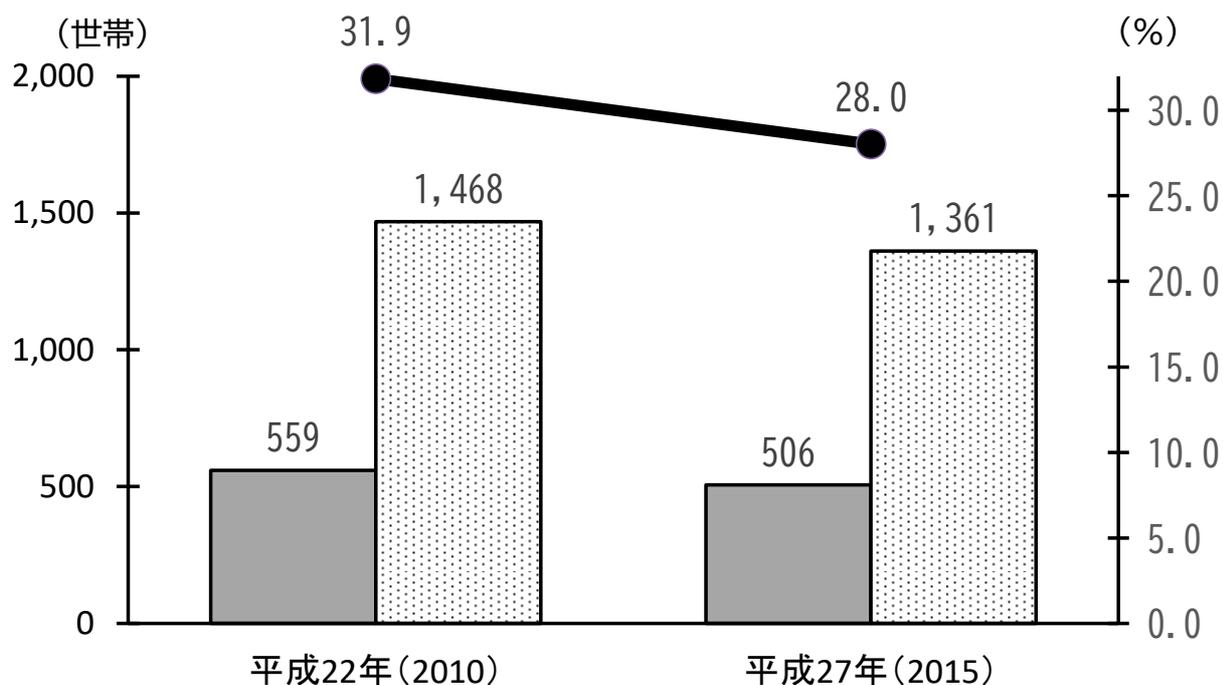


※1 一般世帯：住居と生計をともししている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者

(2) 子どものいる世帯

6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯ともに、平成22年から平成27年にかけて減少しています。

■ 6歳未満・18歳未満世帯員のいる世帯数



■ 6歳未満世帯員のいる一般世帯

■ 18歳未満世帯員のいる一般世帯

● 一般世帯総数比率 (18歳未満)

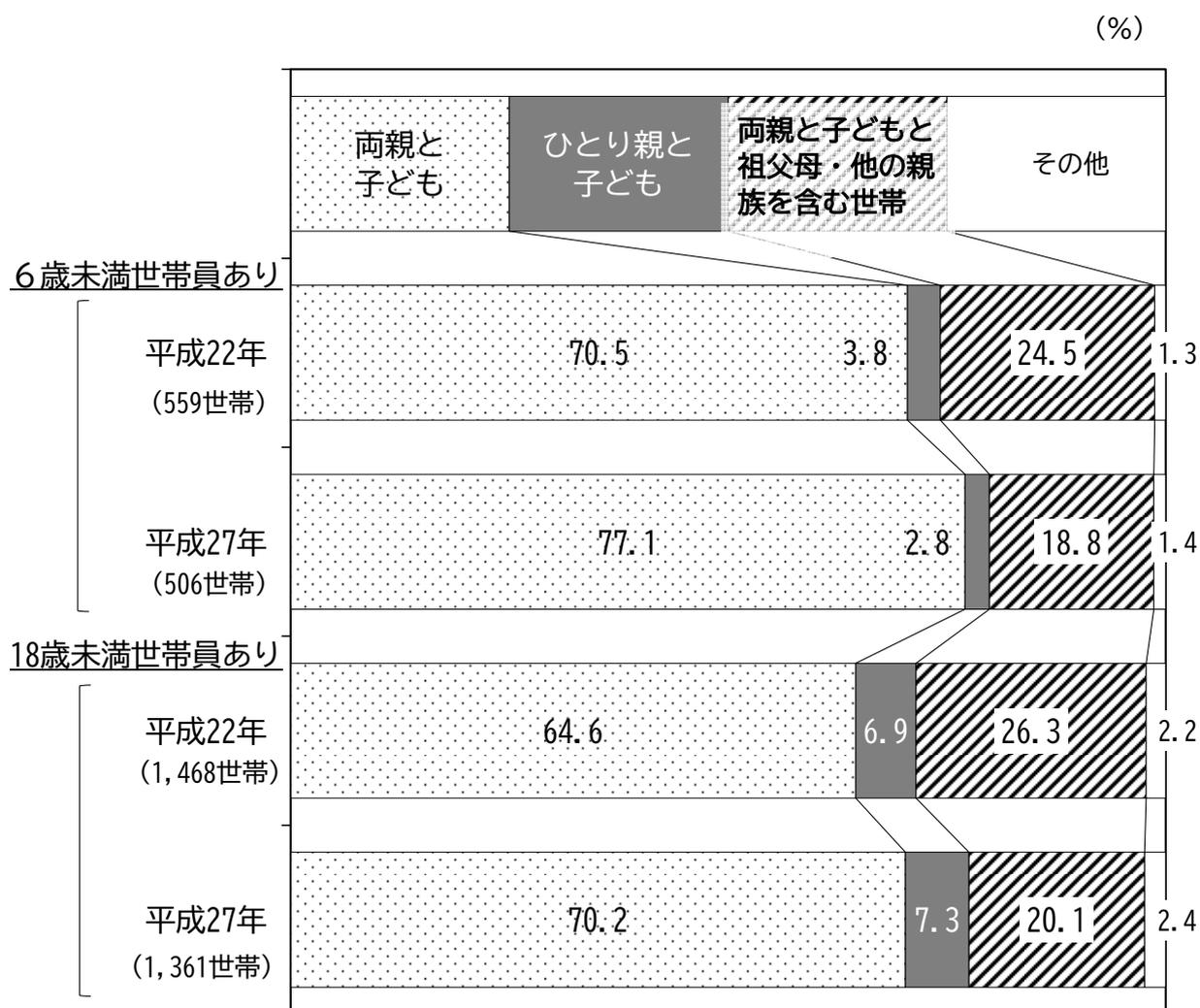
資料：国勢調査（各年10月1日）

(3) ひとり親世帯

18歳未満世帯員のいる世帯の家族類型をみると、「両親と子ども世帯」の割合が高く、「三世帯世帯（両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯）」の割合が減少しています。

また、「ひとり親と子ども」は、6歳未満での割合は減少していますが、18歳未満での割合は増加しています。

■世帯類型別の割合

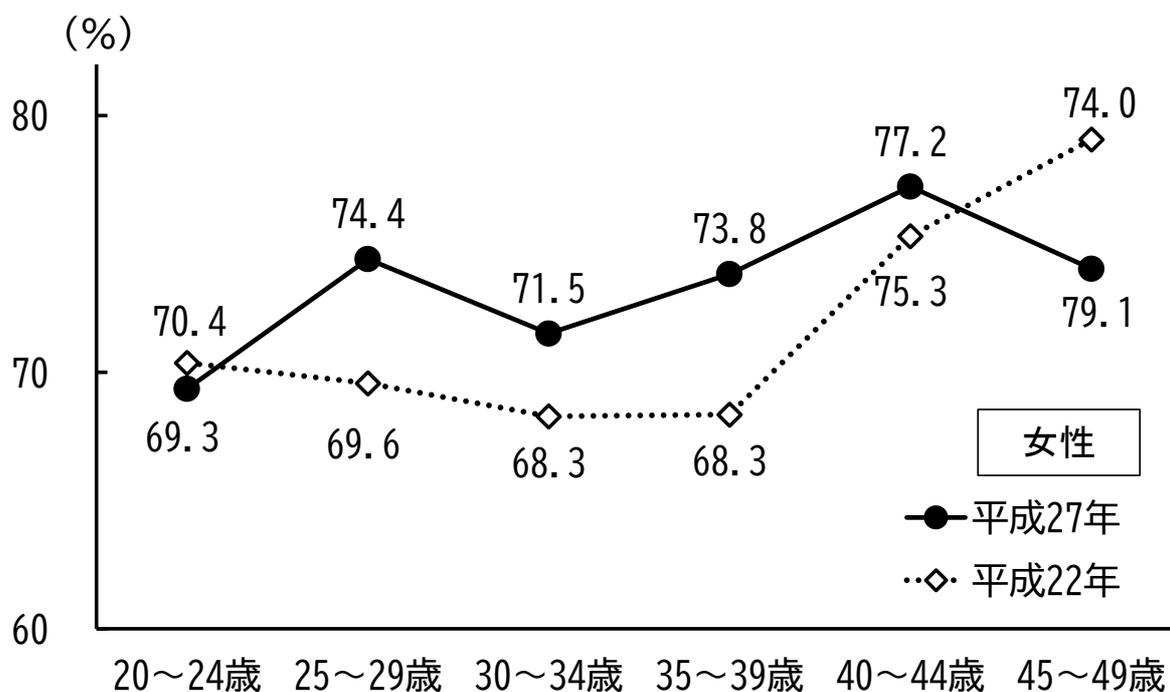


資料：国勢調査（各年10月1日）

1-3 女性の就労状況

女性の年齢区別の就業率について、平成22年と平成27年を比較すると、20～24歳と45～49歳を除き、各年齢区分ともに上昇しています。

■女性・年齢区別就労率



資料：国勢調査（各年10月1日）

2 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

調査は、本計画の策定にあたり、子育て中の村民の現状や意見、子育て支援に関するニーズ等を把握し、村や国・県の子ども・子育て支援施策の検討に利用することを目的として実施したものです。

(2) 調査の種類・概要

①調査地域

- ・村全域

②調査対象者

- ・村内在住の就学前児童（乳幼児）を養育する保護者（以下「就学前」という）
- ・村内在住の小学校児童を養育する保護者（以下「小学生」という）

③調査の実施時期

- ・平成30年11月

④調査方法

- ・郵送による配布、回収

⑤調査の回収状況

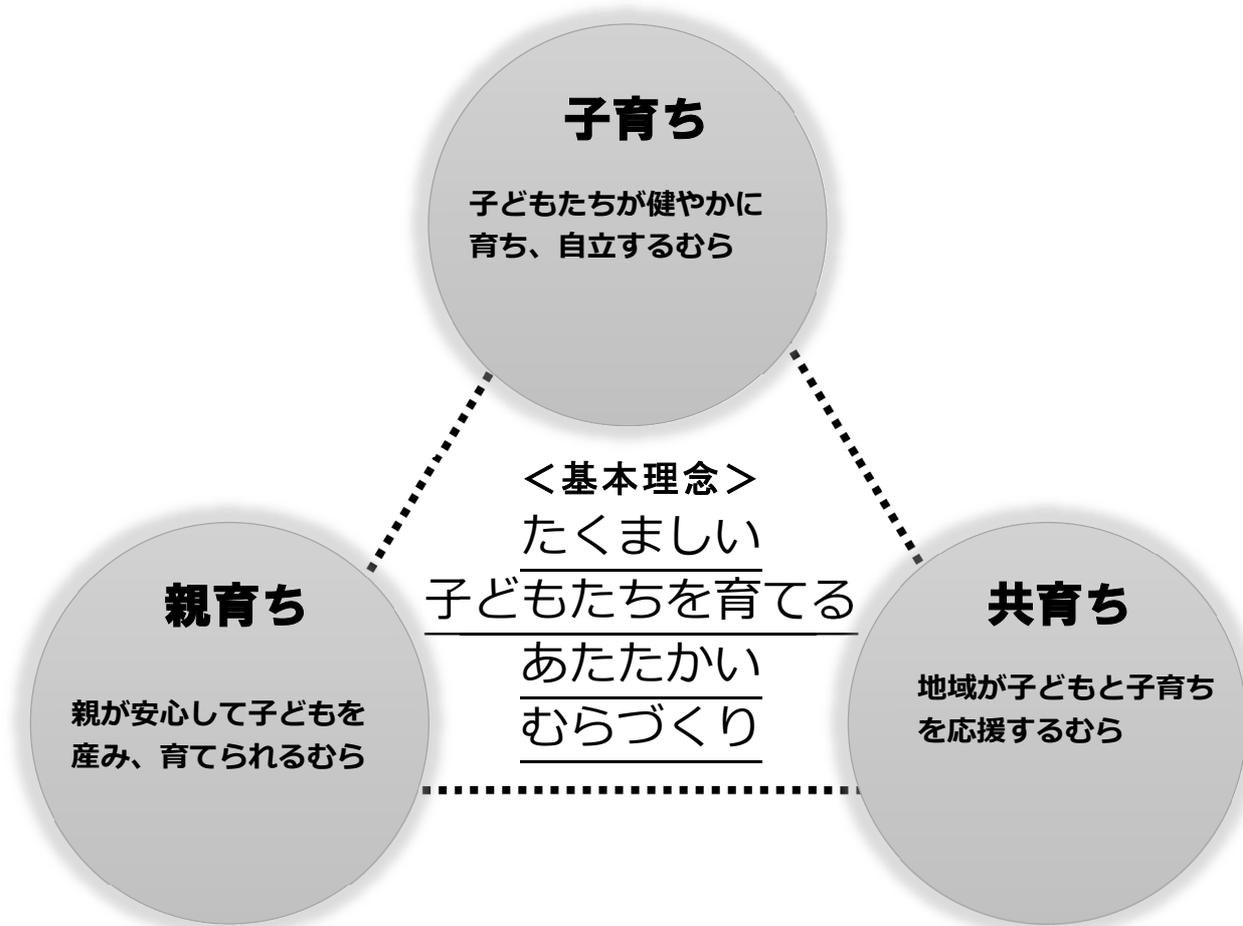
	配布数	回収数	回収率
就 学 前	599 票	312 票	52.1%
小 学 生	586 票	293 票	50.0%

※調査結果の概要（抜粋）は、資料編に掲載。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

子ども子育てに関する法制度は、子どもを取り巻く社会環境や時代に合わせて見直されますが、子育てに関する基本的な考え方に大きな違いはないことから、第1期計画の理念や基本目標を引き継ぐものとしします。



2 基本目標

基本目標1：子どもたちが健やかに育ち、自立するむら（子育て）

すべての子どもが尊重され幸せに育つよう、子ども自らの成長を応援し、子どもの視点を大切にした取組を推進します。

基本目標2：親が安心して子どもを産み、育てられるむら（親育ち）

就労子育て家庭のみならず、在宅子育て家庭への支援など、子どもを養育するすべての保護者が、ゆとりと愛情をもって子育てできることを応援する取組を推進します。

基本目標3：地域が子どもと子育てを応援するむら（共育ち）

保護者が孤立することのないよう、地域の様々な社会資源を活用することで、地域のネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

3 施策の体系

基本目標 1 子どもたちが健やかに育ち、自立するむら（子育て）

1-1 子どもがいきいきと遊べる環境づくり	(1) 遊びの機会と場づくり
1-2 力を育む教育・学習の推進	(1) 幼児期の学校教育の充実
	(2) 学校教育の充実
	(3) 地域教育・学習の充実
	(4) 家庭教育の支援
1-3 子どもの人権の尊重と自立支援	(1) 子どもの人権の尊重
	(2) 子どもの相談体制の充実
	(3) 子どもの社会への参画

基本目標 2 親が安心して子どもを産み、育てられるむら（親育ち）

2-1 ゆとりのある子育て環境づくり	(1) 男女共同による子育ての促進
	(2) 子育て交流
2-2 子育て家庭への社会的な支援	(1) 多様な保育サービスの充実
	(2) 学童保育の充実
	(3) 子育て家庭への各種支援制度の充実
	(4) 障害のある子どもや家庭への支援
	(5) ひとり親家庭への支援
	(6) 相談・情報提供の充実
2-3 母と子の健康づくり	(1) 母と子の健康づくり支援の充実
	(2) 思春期保健対策の推進
	(3) 保健・医療体制の充実

基本目標 3 地域が子どもと子育てを応援するむら（共育ち）

3-1 安全で安心な環境づくり	(1) 交通安全・防犯対策の推進
3-2 子育てしやすい居住環境づくり	(1) 子育てにやさしい環境の整備
3-3 子育ての地域ネットワークづくり	(1) 地域の結びつきの強化
	(2) 家庭と地域で取り組む児童の健全育成

第4章 子ども・子育て支援策の展開

1 子どもたちが健やかに育ち、自立するむら（子育て）

1-1 子どもがいきいきと遊べる環境づくり

子どもたちが安心して家から出て遊ぶことができる地域環境づくりを進めます。

また、やすらぎの場、交流の場、人間形成や情緒面の発達の場合として、子どもたちの居場所が確保できるよう、構想段階で住民の声を反映させながら整備をしていきます。

（1）遊びの機会と場づくり

主な施策	取組内容	担当
公園・子どもの遊び場の整備	・「保育園や認定こども園（以下、保育所等という。）」において遊具の点検を実施し、必要に応じて修繕や撤去等を実施していきます。	住民生活課
	・幼稚園及び小学校においては、毎年遊具点検を実施し、遊具の安全確保を図ります。	教育委員会事務局
	・公園等の遊具の安全確保を図るため、毎年度遊具点検検査を行い、必要に応じて遊具の修繕を行います。	産業振興課 建設課
地域における子どもの居場所づくり	・コミュニティセンターや地区の集会所等を活用し、子ども会の活動場所として、子どもの遊び場や居場所の確保を図ります。	総務課 教育委員会事務局
	・児童館では、時節に合わせたイベントを実施し内容の充実を図っています。 ・施設の老朽化が進んでいることから、整備に努めます。	住民生活課
	・保護者・地域住民と連携し、体育館や運動場等の学校施設を子どもの遊び場として有効に活用します。	教育委員会事務局
放課後・土曜日の子どもの居場所づくり	・年間40回（各校20回ずつ）を目標に、低学年を対象にした放課後子ども教室を開催しているほか、年間数回小・中学生を対象に料理教室等を開催しています。 ・学習や遊びの内容を工夫するなど、充実を図ります。	教育委員会事務局
	・放課後及び土曜日の児童の健全育成の場として、学童保育所の充実を図ります。	住民生活課

1-2 生きる力を育む教育・学習の推進

子どもの学ぶ意欲と基礎学力の向上を図ります。また、いじめや不登校をなくし、子どもの豊かな心と健やかな身体の育成、障害のある子どもの教育の充実を図ります。

また、保護者や地域住民の協力のもと体験活動や、父親の家庭教育への参加など家庭教育の充実促進を図ります。

(1) 幼児期の学校教育の充実

主な施策	取組内容	担当
環境の充実	・園庭の環境・遊具の安全確保を図るとともに、幼児の体幹や運動能力向上につながるよう、外での遊びを中心に教師が率先して身体を動かし遊びを楽しめるよう、教師がともに身体を動かしながら環境の充実を図っていきます。	教育委員会事務局
家庭等の連携	・園・クラスだより等による情報発信、保護者のニーズや状況に配慮した対応が図れるよう、懇談会、授業参観等により、家庭との連携を強化します。	教育委員会事務局
幼稚園や保育所等と小学校との連携	・小学校と連携を図るため、アプローチカリキュラムを作成し、就学前の幼児の姿がわかりやすくつなげるようにしています。	住民生活課 教育委員会事務局
教職員の研修の充実	・幼児教育の充実をめざし、チーム保育、教員の園内・園外研修の充実などを図ります。	教育委員会事務局

(2) 学校教育の充実

主な施策	取組内容	担当
学ぶ教育と基礎学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究所を中心に、村内の教育課題の解決や、教員の研究活動や研修の充実を図ります。 	教育委員会事務局
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援センターを設置し、学校の求めに応じてボランティアを紹介しています。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスクールを導入するとともに、地域学校共同本部を立ち上げ、地域と学校とをつなぐ役割を強化し、人材活用を促進します。 	
学ぶ意欲と基礎学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・祖父母参観等、異なる世代との交流を進めるとともに、福祉体験教育や環境教育を進めます。 	教育委員会事務局
	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導・教育相談部会等の充実を図るとともに、講演会や教員研修を実施し、いじめのない学校づくりを進めるとともに、不登校対策の充実を図ります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育に係る専門家を招いた講演会の開催、校内研修及び授業の工夫・改善を図ります。 	
健やかな身体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭・学校栄養士の学校訪問による指導を行うとともに、地元農家との交流や新たな献立の開発等により地産地消の取組を進め県産食材の利用率向上に努めます。 	教育委員会事務局
	<ul style="list-style-type: none"> ・各校において策定した「体力向上プラン」に基づき、計画的に取組を進めます。 	
障害のある子どもへの教育的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする子どもの受け入れに対して、専門的な機関との連携、一人ひとりに寄り添い適切な対応を行っていきえるよう、学級補助員等の人的配置等を進めます。 	教育委員会事務局
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度や園児・児童・生徒一人ひとりのニーズに対応して適切な教育的支援を行う特別支援教育の推進を図ります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援法に対応し、支援員を配置するなど、専門的な指導の充実を図ります。 	
学校教育施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設は災害発生時には避難所も兼ねることから、校舎の耐震化、土砂災害や水害対策等、防災対策の充実に努めます。 	教育委員会事務局
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備の計画的な整備・充実を進め、教育環境の向上を図るとともに、必要に応じて長寿命化計画を含めた更新を図ります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のバリアフリー化を進めます。 	

主な施策	取組内容	担当
地域とともにある学校づくり	・各学期に学校公開日を設け、保護者等に向けた授業公開によって学校教育への理解を促進します。	教育委員会事務局
	・社会体育の場としての活用等、地域とともにある学校づくりを進めます	
	・小中学校へのA L T 配置やオンライン英会話の導入、タブレットP C を活用した授業実践等、特色ある学校づくりを進めています。	
榛東村教育研究所の研究・研修の充実	・教育講演会や授業研究会の開催等により、教職員の資質向上を図ります。	教育委員会事務局

(3) 地域教育・学習の充実

主な施策	取組内容	担当
地域の教育力の向上	・コミュニティスクールを導入するとともに、地域学校共同本部を立ち上げ、地域と学校とをつなぐ役割を強化し、人材活用を促進します。	教育委員会事務局
	・「榛東村子ども読書活動推進計画」（平成28年策定）の推進、公民館における「夏休みおはなし会」「読書カード」事業等を推進していきます。	
体験学習の充実	・尾瀬学校の実施、高齢者福祉施設への訪問や障害のある人の講話を聞いたりするなど交流機会を設け、体験の機会や地域の人との交流の機会を増やします。	教育委員会事務局
スポーツ・レクリエーション活動の充実	・スポーツ少年団の活動の促進、運動場や体育施設の利用促進、各種スポーツイベントの充実を図ります。 ・子どもたちを対象にした「しんとうレクリエーションスポーツフェスタ」を開催します。	教育委員会事務局
子ども会の活性化	・子ども会の行事や資源ごみ回収活動等を通じて、子ども同士や地域の大人とのつながりをもてる子ども会活動の活発化を促進します。	住民生活課

(4) 家庭教育の支援

主な施策	取組内容	担当
家庭教育に関する学習の機会の充実	・子育て講演やワークショップ等を盛り込んだイベント「しんとうママフェス」を実施し、保護者の学習機会の充実を図ります。	教育委員会事務局
	・家庭教育支援チームほっこりん等、親同士の交流機会の充実を図ります。	
家庭教育に関する情報提供の充実	・家庭教育に関して、地域子育て支援センター（幼稚園や保育所等に開設）による育児相談等を通じた情報提供の充実を図ります。	住民生活課 教育委員会事務局

1-3 子どもの人権の尊重と自立支援

我が国においては、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が平成6(1994)年4月に批准されました。この条約では、従来の受け身的な保護の対象として捉えるのではなく、権利の主体は子どもにあり、社会に能動的・積極的に参加する権利があるとされています。

子どもが自らの意志を表明し、様々な経験を積むことは、子どもが社会性を身につけ、自立をしていく上で、大きな役割を果たすことになることから、子どもたちの意見を尊重したむらづくりを進めていきます。

(1) 子どもの人権の尊重

主な施策	取組内容	担当
児童の権利に関する条約の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 児童の権利に関する条約の普及・啓発に向けて、ポスター掲示やチラシの配布等の普及・啓発活動を継続します。 教員対象の研修会、情報の提供及び広報活動の充実を図ります。 	教育委員会事務局
児童虐待防止法の周知	<ul style="list-style-type: none"> 広報、回覧板、ホームページ、オレンジリボン運動の推進等により、児童虐待防止法の周知を図ります。 	住民生活課 健康保険課
人権意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 人権週間の取組やいじめ防止子ども会議の開催、ふだんの授業における指導等、前教育活動を通して人権教育を推進します。 児童虐待やいじめ対策等、職員研修等を通じて、人権を尊重する心を養う保育、教育の徹底を図ります。 	住民生活課 教育委員会事務局
虐待防止ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会、小・中学校、児童相談所、警察等からなる虐待防止ネットワークの連携の強化を図り、虐待の防止を図ります。 	住民生活課 健康保険課 教育委員会事務局
	<ul style="list-style-type: none"> 住民生活課を総合窓口としながら、相談内容に応じて、各課への橋渡しを行います。 「要保護児童対策地域協議会」の運営(年1回代表者会議、毎月1回実務者会議、随時ケース会議)の充実を図ります。 	住民生活課 健康保険課 教育委員会事務局
子ども家庭総合支援拠点の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> 児童等に対する必要な支援を行うため、児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、「子ども家庭総合支援拠点」の設置を検討します。 	住民生活課

(2) 子どもの相談体制の充実

主な施策	取組内容	担当
学校の相談体制の充実	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣するとともに、各校教育相談主任を中心に気軽に相談できる体制の構築を推進します。	教育委員会事務局

(3) 子どもの社会への参画

主な施策	取組内容	担当
地域や社会に関する学習の機会の充実	・社会科公民的分野を中心に、子どもや女性、勤労者、住民の権利や、住民の義務等についての学習機会を設けます。 ・各教科・領域・学校行事等において地域で体験活動を行う機会を増やし学習内容の充実を図ります。	教育委員会事務局
地域コミュニティ活動への子どもの参画の促進	・保育所等において和楽器体験や茶道体験等を実施し、地域コミュニティとの関わりの機会を提供します。 ・学校で伝統芸能を披露するなど、地域活動へ参加するきっかけづくりを広げていきます。	住民生活課
子どもの意見発表や自主的活動機会の充実	・子ども議会の実施など、児童・生徒たちのむらづくりに対する質問・意見等を聞く機会を設けます。次代を担う子どもたちの多様な意見の発表の場の充実を図ります。 ・「村づくり祭」において、中学生ボランティアを募集し、実際に活動してもらう機会を設けます。村や地域の様々なイベントに自主的な参加を促進していきます。	教育委員会事務局

2 親が安心して子どもを産み、育てられるむら（親育ち）

2-1 ゆとりのある子育て環境づくり

「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）とは、仕事も生活も大切にすることで、仕事の質、生活の質の両方をより高めることをめざす取組です。近年では「働き方改革」が推進され、個々の働き方が変わりつつあります。

しかしながら、家庭における子育ての主要な担い手は、母親であるのが現状です。また、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化により、家庭における子育て力が低下しています。

子育てしながら働きやすい環境の整備や、再就職の支援、家庭における男女の役割分担の見直しを通して、男女がともに子育てに参画し、子育ての大切さや楽しさを理解できるよう啓発をしていきます。

（1）男女共同による子育ての促進

主な施策	取組内容	担当
男女共同参画社会基本法の周知	・男女がともに家族の構成員として互いに協力していくことを定めた男女共同参画社会基本法や、男女参画基本計画について、ホームページ等を通じて周知を図ります。	住民生活課
父親の育児参加の促進	・PTA活動や奉仕作業、行事への参加や親子遠足、親子オリエンテーリング等への参加を呼び掛けるなど、男女共同による子育てを促進します。 ・幼稚園等でのふれあい参観や奉仕作業、夏祭りの準備等を通じて父親同士の活動につなげます。 ・男性の料理教室等への、子育て世代の男性に対して参加を促進します。	教育委員会事務局
	・両親学級の開催や、父親となる男性に対して沐浴実習への参加を呼び掛けます。	健康保険課

(2) 子育て交流

主な施策	取組内容	担当
保護者の交流と学び合いの場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援事業の周知と、他園での取組の情報収集等を行い、交流の場を充実を図ります。 ・すくすく教室を月1回開催、栄養相談やリトミック、ベビーマッサージを実施し、保護者の交流を図ります。 	健康保険課
	<ul style="list-style-type: none"> ・働く親に合わせて、PTA活動や行事の見直し、質的な交流の充実を図ります。 ・幼稚園の園庭を開放し、保護者の交流の場として提供を行い、また、園内の子育て支援センターでの交流を図ります。 	教育委員会事務局
	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員等の協力を得ながら、子育て交流サロンを開催します。 	住民生活課 健康保険課
交流スペースの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の協力を得ながら、地域の交流スペースとして、幼稚園等の活用を図ります。 	教育委員会事務局
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児と保護者を対象に、季節の遊びや親子での活動、育児相談等、保育園・認定こども園、保育園のノウハウを活かした子育て支援事業（子育て支援センター）を行います。 <p>【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P40 参照)】</p>	住民生活課 教育委員会事務局

2-2 子育て家庭への社会的な支援

相談・情報提供、保育サービスの充実に努めるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る各種の支援や障害ある子どものいる家庭や増大するひとり親家庭等、家事や子育ての援助が必要な家庭への支援を図ります。

(1) 多様な保育サービスの充実

主な施策	取組内容	担当
保育サービスの量の確保・整備充実	・保育所等の施設や設備の整備・充実を促進します。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P38・39 参照)】	住民生活課
乳児保育事業	・生後8週からの受け入れ、年度途中の乳児の入所に対応できるように、保育士の確保に努めます。	住民生活課
延長保育事業	・多様な就労形態等による保育需要に対応して、延長保育事業を、村内の保育所等において実施します。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P43 参照)】	住民生活課
一時保育事業	・育児疲れや急病、短時間勤務等による一時的な保育の需要に対応し、就学前の児童を預かる事業で、村内の保育所等で実施します。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P42 参照)】	住民生活課
預かり保育	・幼稚園の在園児に対して時間外預かり保育を行います。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P42 参照)】	住民生活課 教育委員会事務局
病児保育事業	・就学前の子どもが病気又は病気の回復期のときで、保護者の就業等の理由によって家庭での保育が困難な場合に医療機関等で実施する事業です。村内の病後児保育施設のほか、近隣市町村の医療機関とも連携して実施します。 ・病児保育事業を利用した場合、その利用料の一部について助成します。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P43 参照)】	住民生活課
ショートステイ事業	・ニーズを踏まえながら、実施に向けて検討します。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P42 参照)】	住民生活課
保育士研修の充実	・保育士の専門性の向上を図るため、各種研修の情報提供や、研修に参加しやすい環境づくりに努めます。	住民生活課
産前・産後サポート事業	・育児不安を抱えていたり、体調の回復が十分でない産前・産後の母親に対し、援助者が自宅を訪問し、家事や育児を行うもので、心身両面からの援助を目的としたサービスです。 ・チラシ・広報等による周知を図ります。	住民生活課
ファミリー・サポート・センターの利用促進	・おおむね生後3か月～15歳までの子どもを対象に会員制で育児の相互援助活動を行う、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図ります。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P45 参照)】	住民生活課
障害児保育の充実	・障害のある子、発達の子の適切な受け入れを、幼稚園や保育所等に対して協力を求めています。	住民生活課 教育委員会事務局

(2) 学童保育の充実

主な施策	取組内容	担当
定員の確保	・村内の学童保育所において、地域の保育需要に応じた定員の確保に努めます。	住民生活課
放課後子ども教室	・子どもたちの放課後の時間に、宿題のほかに、昔遊びや工作、論語学習を通して交流することにより、豊かな体験を培います。遊び・交流の内容のさらなる充実を図ります。	教育委員会事務局

(3) 子育て家庭への各種支援制度の充実

主な施策	取組内容	担当
幼児教育・保育の無償化	・令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園や保育所等の利用料の一部が無償とします。	住民生活課 教育委員会事務局
医療費助成の実施	・令和2年4月から、高校3年生相当までの子どもを対象に、医療費（保険適用分）の一部を助成します。	健康保険課
経済的支援の充実	・18歳以下の子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもを対象に村内の幼稚園や保育所等の保育料を免除するとともに、村内の小中学校、幼稚園、保育所等の給食費を無償とします。 ・満3歳未満児を対象に保育料の一部を村独自に補助しています。 ・小学校6年生までの子どもを養育している保護者を対象に、児童手当を支給するほか、国・県等の経済的な支援制度の利用を促進します。	住民生活課 教育委員会事務局

(4) 障害のある子どもや家庭への支援

主な施策	取組内容	担当
早期療養相談・指導等の充実	・5歳児健診等を行い、必要に応じて、療育相談・指導、各園との情報共有等、早期療育の充実を図ります。	住民生活課 健康保険課 教育委員会事務局
諸制度の周知徹底と相談の充実	・関係機関と連携し、障害のある子どもや家庭の支援に関する諸制度の周知徹底と相談の充実に努めます。	住民生活課 健康保険課
国の制度に対応した円滑なサービスの提供	・関係機関と連携し、障害のある子どもに関する諸制度の周知と利用の促進を図ります。	健康保険課
医療費の助成の実施	・各種障害の種類や程度に応じた医療費（保険適用分）の一部を助成します。	住民生活課 健康保険課

(5) ひとり親家庭への支援

主な施策	取組内容	担当
ひとり親家庭の自立支援の促進	・自立に向けた相談、就業支援等を行うとともに、ひとり親家庭支援事業等の県実施事業に関する情報提供を行います。	住民生活課
ひとり親家庭等への医療費助成	・ひとり親家庭、父母のいない子どもについて、18歳未満の子ども及びその扶養者の医療費（保険適用分）の一部を助成します。	健康保険課

(6) 相談・情報提供の充実

主な施策	取組内容	担当
利用支援	・教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、住民生活課を総合窓口とし、関係機関との連絡調整等を行います。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業(第5章 P40 参照)】	住民生活課
子育て世代包括支援センター	・妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて他の専門職や関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの総合的な支援を提供します。	健康保険課
情報提供・相談支援体制の充実	・保健相談センター、地域子育て支援センター、役場窓口等における相談・情報提供体制の充実を図ります。	住民生活課 教育委員会事務局
	・幼稚園や保育所等において、保護者への情報提供、乳幼児の発達相談、保護者への相談・助言、個人面談、グループ懇談等を実施します。また、関係機関との連携を強化し、必要に応じて適切な支援への橋渡しをします。	住民生活課 教育委員会事務局
	・「子育て支援ガイド」の内容の充実を図るとともに、ホームページの活用等を検討します。	住民生活課 健康保険課 教育委員会事務局
	・児童相談所における24時間相談ダイヤルの周知をします。	住民生活課
子育ての学習の機会の充実	・親としての子どもの理解と接し方を学ぶ「家庭教育学級（子育てウィーク）」の充実を図ります。	教育委員会事務局
	・幼稚園や保育所等における、保育参観、保護者参加型の各種園行事等を通じた子育て学習の機会を提供します。	住民生活課 教育委員会事務局
	・PTA活動・保護者会活動を通じて、主体的に活動する楽しさが体験できる取組や組織的な活動を通して社会に貢献できる喜びを感じる機会を提供します。	

2-3 母と子の健康づくり

少子化の進行や家族・地域の社会構造の変化により、妊娠・出産・育児に対する母親の様々な不安や悩みが増加しています。このため、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、子どもと母親の健康の増進に取り組んでいきます。

さらに、思春期の健康課題として、心の健康・喫煙・飲酒・薬物依存・望まない妊娠・性感染症等に対し、学校保健と連携して思春期保健対策を充実していきます。

(1) 母と子の健康づくり支援の充実

主な施策	取組内容	担当
いいお産の促進	・ 出産の正しい知識や心構え等について、「両親学級（歯科衛生士、助産師、栄養士、保健師による講話）」等の学習の機会を提供します。	健康保険課
	・ 妊娠届により、母子健康手帳を交付します。	
	・ 県内医療機関に委託し、妊産婦の健康診査を実施します。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業（第5章 P41 参照）】	
	・ 妊婦とその家族を対象にした相談の充実を図ります。	
	・ 妊婦、新生児・産婦訪問を充実します。 【子ども・子育て支援法に基づく関連事業（第5章 P41 参照）】	
	・ 出産後、委託医療機関で、産婦及び乳児に対して心身のケアや育児のサポートを行います。	
不妊対策の推進	・ 不妊についての相談や不妊治療費の助成等、不妊対策を推進します。	健康保険課
	・ 不妊に関する県の支援事業や相談窓口の周知を図ります。	
疾病の予防・早期発見	・ 健診の結果等を踏まえ、必要に応じて妊婦及び乳幼児家庭訪問を実施します。	健康保険課
	・ 乳児、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象とする健康診査を充実します。健診結果により必要、また、希望に応じて栄養相談や発達相談を行います。	
心の健康の促進	・ 関係機関と協力し、育児相談、ブックスタート等を通じた確かな情報提供や助言等を行います。	健康保険課
	・ 母親のストレス抑制や相談活動等により児童虐待の発生を予防します。	

主な施策	取組内容	担当
歯の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児を対象（1歳6か月児、2歳児、3歳児）に歯科健診を実施するとともに、フッ素塗布を実施します。 ・ 2歳6か月むし歯予防相談会を実施し、歯科診察後にフッ素塗布を行います。 	健康保険課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各幼稚園に出向き、よくかんで食べる教室を開催。歯科衛生士、管理栄養士による食育を含めた講話を実施します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の医療機関に委託し、妊産婦歯科健康診査を実施します。 	
「食育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児生活習慣病の予防や望ましい食習慣の定着のため、食生活改善推進員による「おやこ食育教室」等を開催します。 	健康保険課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健診児に栄養相談の実施、健診の待ち時間に栄養士による講話を実施するなど、幼児健診等の場における、食育の充実を図ります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校保健と保健相談センター、食生活改善推進員等との連携を図り、食育の充実を図ります。 	健康保険課 教育委員会事務局

（２）思春期保健対策の推進

主な施策	取組内容	担当
健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産師会の協力を得て、「いのちの教室」を実施するなど、発育段階に応じた適正な性教育に努めます。 	教育委員会事務局
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙・薬物乱用防止教育を計画的に実施します。 	
思春期相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育においては、スーパーバイザー等を活用し、児童・制度の発達特性に合わせた教育相談及び支援を実施します。 	教育委員会事務局

（３）保健・医療体制の充実

主な施策	取組内容	担当
保健体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健相談センターにおける相談（来所・電話）等の充実を図ります。 	健康保険課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健診等の母子保健活動に保育士が参加するなど、保健と福祉の連携を強化します。 	
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康ダイヤル24や子育て支援ガイド等を活用し、救急医療確保及び情報提供に努めます。 	健康保険課

3 地域が子どもと子育てを応援するむら（共育ち）

3-1 安全で安心な環境づくり

子どもを狙った犯罪や交通事故が増加しています。また、子どもを連れて外出する際に不安を抱えている保護者も多くみられることから、安心して子育てができる環境づくりを進めていきます。

（1）交通安全・防犯対策の推進

主な施策	取組内容	担当
子どもの交通事故のないむらづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・児童・生徒に対し、交通安全教室や警察官からの直接指導の機会を設けるとともに、道路の安全な歩き方等、交通安全教育の充実を図ります。 	教育委員会事務局
	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T Aや関係機関等と連携し、通学路の危険箇所の発見に努めるとともに、関係機関で情報を共有し連携を強化します。 ・ 登下校時の児童・生徒の集合場所の点検を実施し、安全確保に努めます。 ・ 必要に応じて、通学路の変更等を検討します。 	総務課 住民生活課 建設課 教育委員会事務局
スクールゾーンの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校周辺道路のグリーンベルトの塗布等、スクールゾーン表示の整備を進めるとともに、住民への周知を図ります。 	総務課 建設課 教育委員会事務局
子どもを犯罪から守るむらづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路等に設置された防犯灯、防犯カメラ、緊急通報装置等の適切な維持管理に努めます。 	総務課 住民生活課 教育委員会事務局
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心メール（小中学校連絡メールシステム）の利用登録の周知を図ります。また、幼稚園、保育所、学童保育所等とも情報共有が図れるように、メールシステムの充実策についても検討していきます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種青少年健全育成団体（青少推、青少健、小中P T A、駐在所連協、少年補導員・安全推進員）による村内定例巡視の実施や、夏・冬の長期休業中の特別巡視を通して、子どもの見守り体制の確保に努めます。 ・ 各種青少年健全育成団体の協力を得て「子ども安全協力の家」を整理・開拓し、プレートを刷新するなど、緊急時の子どもを支援する体制を整え、子どもを見守る地域づくりを推進していきます。 	

3-2 子育てしやすい居住環境づくり

子どもや子育て家庭が地域で安心して生活できるよう、保育施設や教育施設等の安全対策を進めるとともに、妊婦や子ども連れ等のあらゆる人が、安心して外出できる生活環境の整備を進めていきます。

(1) 子育てにやさしい環境の整備

主な施策	取組内容	担当
子育てバリアフリー化の推進	・地域住民の要望をもとに計画した歩道のバリアフリー化事業を進めます。	総務課 企画財政課 住民生活課 建設課 教育委員会事務局

3-3 子育ての地域ネットワークづくり

子育て家庭だけでなく、高齢者も含めて見守りや支え合いにより、安心して暮らせる地域づくりを進めるため、地域で知り合う機会を充実し、結びつきを強化します。

また、子育て家庭が安心して生活できる環境をつくるため、村だけでなく、家庭、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、地域住民、警察等の関係機関と連携し、子どもを犯罪等の被害から守るための取組を推進します。

(1) 地域の結びつきの強化

主な施策	取組内容	担当
子育て支援ボランティアの育成	・PTA活動や、子ども会活動など地域を通して、ボランティアの育成に努めます。	教育委員会事務局
	・地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく「地域学校協働活動」を積極的に推進します。	
世代間交流事業の推進	・各地域や保育所等・幼稚園・学校等における、昔からの遊びや生活の知恵、地域の伝統文化、田植等の産業文化を伝承する世代間交流活動を促進します。	住民生活課 教育委員会事務局
	・村づくり祭、運動会、文化祭、季節行事などのイベントを通して、世代間の交流を促進します。	
子どもを見守る地域づくりの推進	・挨拶運動を行うとともに、地域の子どものを住民みんなで育てることの重要性を啓発する取組を促進します。	住民生活課 教育委員会事務局

(2) 家庭と地域で取り組む児童の健全育成

主な施策	取組内容	担当
児童の健全育成	・青少年健全育成に関する関係団体の協力を得ながら、村内パトロールや、インターネットを安全・安心に使うための心構えについて周知を図ります。	総務課 住民生活課 教育委員会事務局
「おぜのかみさま」県民運動の推進	・スマートフォンやインターネットに関連する新たな青少年問題に対応することを目的に「おぜのかみさま県民運動」を推進します。 ※「おぜのかみさま」とはインターネットを安全・安心に使うための心構えをまとめた群馬県で作成した標語です。	住民生活課 教育委員会事務局

第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

1 子ども・子育て支援制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、教育・保育の無償化により、施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

■制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付	
子どものための教育・保育給付	
施設型給付	
幼稚園	
保育所（園）	
認定こども園	幼保連携型認定こども園 幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園
地域型保育給付	
小規模保育	
家庭的保育	
居宅訪問型保育	
事業所内保育	
子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設、預かり保育等の利用、未移行の幼稚園）	
子どものための現金給付（児童手当）	
地域子ども・子育て支援事業	
(1) 利用者支援に関する事業	
(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	
(3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）	
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	
(5) 養育支援訪問事業等	
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	
(7) 一時預かり事業（一時保育事業）	
(8) 時間外保育事業（延長保育事業）	
(9) 病後児保育事業（病児・病後児保育事業）	
(10) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室	
(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

※ (12) (13) は量の見込み及び確保方策等は設定しない。

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

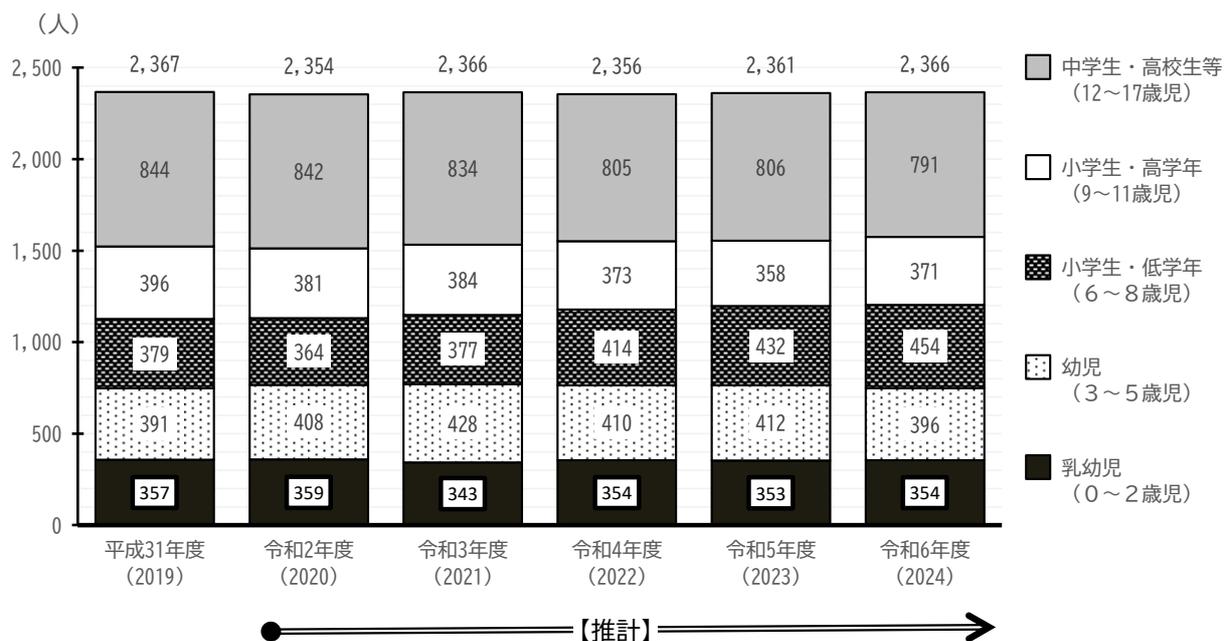
子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の記載が必要です。

本村では、一部の地域で人口増がみられるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとはいえないことから、榛東村全域とします。

3 児童人口の推計

- ・本村の児童人口は、転入等により、横ばいから微増で推移しています。
- ・当面の同様な状況が続き、出生数を年間110人程度と想定した場合の児童人口（18歳未満）の推計を行いました。また、5章「子ども・子育て支援制度における給付・事業」の対象となる0～11歳児について、年齢別の推計を行いました。

■児童人口の推計



■給付・事業の対象となる児童人口の推計 (基準日：4月1日)

(単位：人)

	実績	推計				
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	101	113	112	111	112	113
1歳児	132	106	118	117	116	117
2歳児	124	140	113	126	125	124
3歳児	140	133	150	121	135	134
4歳児	133	143	136	154	124	139
5歳児	118	132	142	135	153	123
6歳児	112	123	138	149	141	160
7歳児	127	114	125	140	151	143
8歳児	140	127	114	125	140	151
9歳児	123	138	125	112	123	138
10歳児	121	122	137	124	111	122
11歳児	152	121	122	137	124	111
計	1,523	1,512	1,532	1,551	1,555	1,575

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

4-1 認定区分等

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を行います。

区分	対象者	利用施設
1号認定	子どもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	幼稚園 認定こども園
	子どもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園を利用【2号要件を有する】	
2号認定	子どもが満3歳以上で、共働きの家庭	保育園 認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、共働きの家庭	保育園 認定こども園 地域型保育

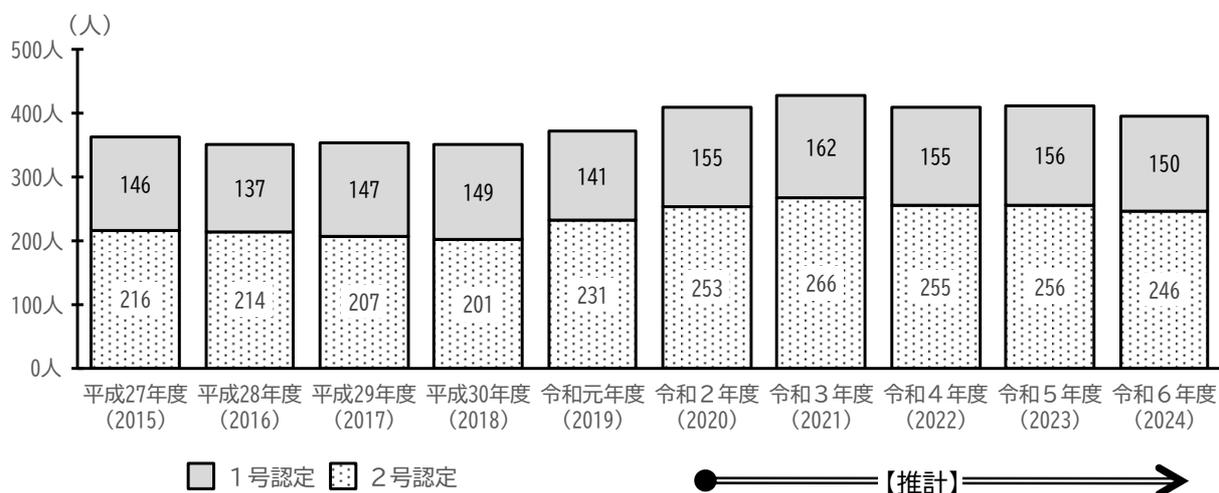
4-2 計画期間の量の見込みと確保方策

国の基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を以下のとおりとします。

(1) 認定区別の量の見込み

① 1号認定・2号認定

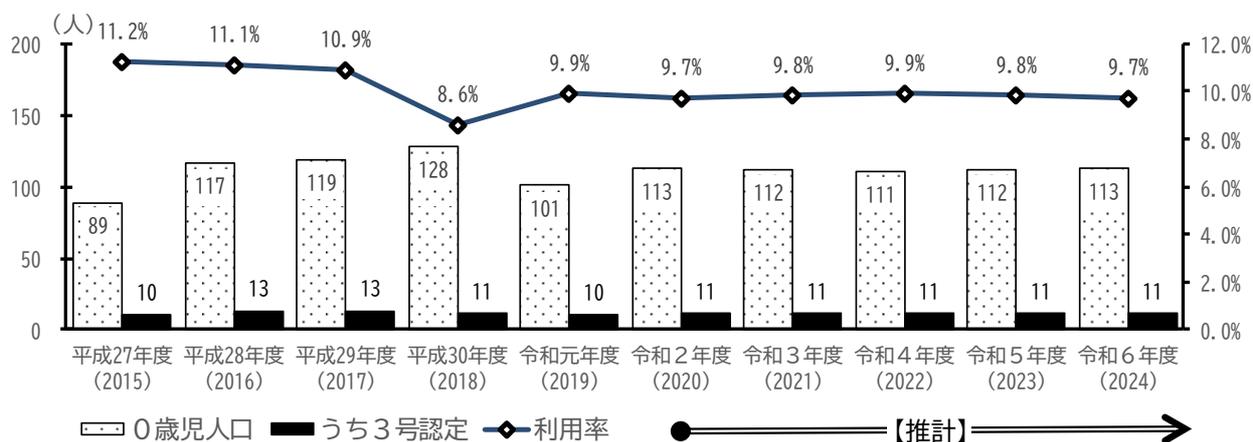
- ・ 3～5歳児のすべての児童が1号認定又は2号認定を受けると想定し、令和元年度の1号認定と2号認定の比率をもとに推計を行いました。
- ・ 1号認定は160人程度、2号認定は250人程度で推移し、令和3年度に最も多くなると想定されます。



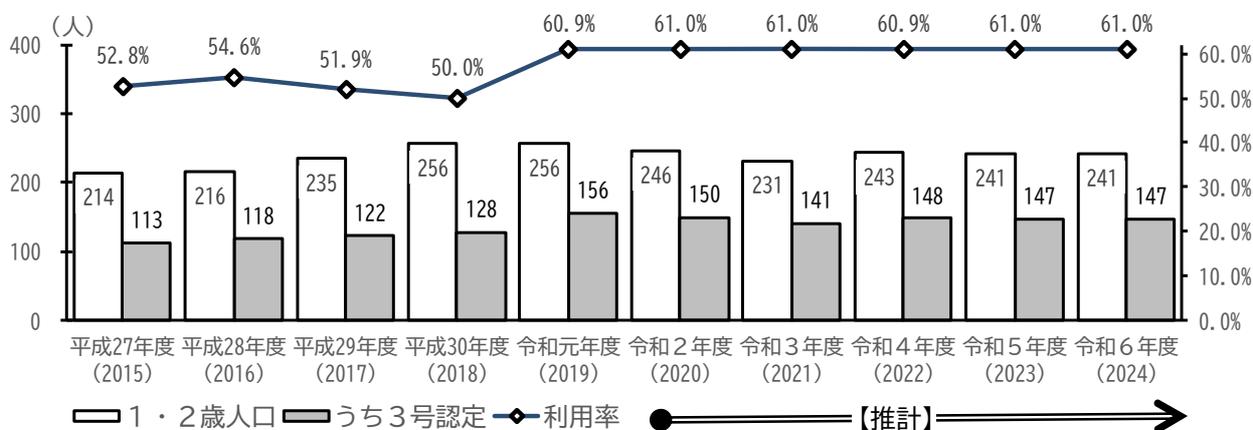
② 3号認定

- ・実績をもとに、0歳児の10%程度、1・2歳児の60%程度が認定を受けると想定しました。
- ・3号認定のうち0歳児は11人程度、1・2歳児は150人程度で推移すると見込みます。

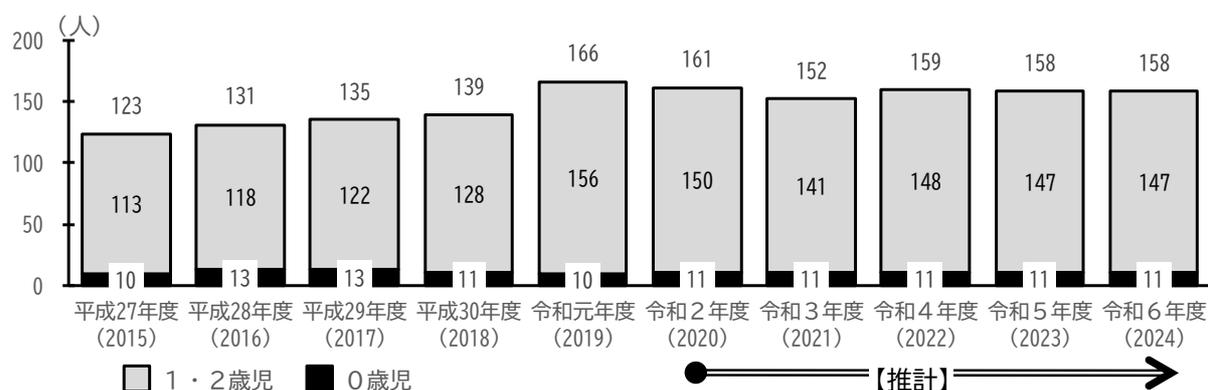
■ 3号認定数の推計（0歳児）



■ 3号認定数の推計（1・2歳児）



■ 3号認定数の推計



(2) 提供体制の確保方策

村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

① 1号認定（3歳以上）

- ・利用見込み（150人程度）に対し、村内施設での対応（定員220人）が可能です。利用が見込みを上回った場合でも、さらに70人程度の受け入れが可能です。

② 2号認定（3歳以上）

- ・利用見込み（250人程度）に対し、村内施設（定員189人）では60人程度の不足が想定されます。
- ・村内施設での1号認定としての受け入れや、村外施設での広域利用のほか、新たな確保方策を検討します。

■ 1号認定・2号認定（3歳以上）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量					
1号認定	155	162	155	156	150
2号認定	253	266	255	256	246
確保方策					
特定教育・保育施設					
1号認定	220	220	220	220	220
うち村内施設	220	220	220	220	220
2号認定	189	189	189	189	189
うち村内施設定員	189	189	189	189	189

② 3号認定

- ・ 3号認定のうち0歳児は、見込み（11人程度）に対して、村内施設（定員23人）での対応が可能です。
- ・ 1・2歳児の利用見込み（150人程度）に対し、村内施設（定員118人）では30人程度の不足が想定されます。村外施設での広域利用のほか、定員の確保に向けて検討します。

■ 3号認定（0～2歳）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定・見込量					
0歳児	11	11	11	11	11
1～2歳児	150	141	148	147	147
特定教育・保育施設					
0歳児	23	23	23	23	23
うち村内施設定員	23	23	23	23	23
1・2歳児	118	118	118	118	118
うち村内施設定員	118	118	118	118	118

4-3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援に関する事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

令和2年度から、新た母子保健型（子育て世代地域包括支援センター）を開設します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施か所数	基本型・特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

村内では5か所（保育所等3園、幼稚園2園）で実施しています。

基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等があります。

年間6,000人以上の利用者が想定されますが、引き続き利用率を高めるためのPRの強化や、事業内容の充実を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延人数）	6,415	6,188	6,318	6,318	6,350
確保方策（実施か所数）	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(3) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は、110人程度、延利用者数は1,400人程度で推移すると想定されます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延利用者数）人	1,416	1,403	1,416	1,428	1,428
確保方策（実施率）	100%				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。

対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は、110人程度で推移すると想定されます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実訪問乳児数）	113	112	111	112	113
確保方策（実施率）	100%				

(5) 養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児等）を行う事業です。

本村では、本事業としては実施せず、必要に応じて保健師等が家庭訪問をするとともに、妊産婦の支援として「産前・産後サポート事業」を実施しています。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

ニーズ調査から年間数人程度を見込まれますが、本村単独での事業の実施は困難であることから、今後もニーズの把握を行いながら、近隣市町と連携により、提供体制を検討します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延利用者数）	3	3	3	3	3

(7) 一時預かり事業（一時保育事業）

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

幼稚園児を対象とした一時預かり（一時保育）は、年間延 7,800 人程度が見込まれます。また、在園児以外（主に3歳未満の在宅児童）は、年間延 240 人程度が見込まれます。それぞれの必要量を確保できる見込みです。

■幼稚園における在園児（1号認定）を対象にした一時預かり（一時保育）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延人数）	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
確保方策（延利用者数）	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

■主に在園児以外（主に3歳未満の在宅児童）を対象

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用の見込み（延人数）	239	231	236	236	237
確保方策 （延人数）	在園児以外	250	250	250	250
	ファミリー・サポート ・センター事業	50	50	50	50

(8) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育園利用者を対象に、通常の保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。

保護者の就労形態の多様化により、児童数は減少するものの、延長保育ニーズは増加すると想定し 190 人程度と見込みます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実利用者数）		194	195	193	193	189
確保方策	実利用者数	210	210	210	210	210
	施設数	3	3	3	3	3

(9) 病児保育事業（病児・病後児・体調不良児対応型）

病児保育事業は、発熱等で急に病気になった児童を病院等の専用スペースで保育及び看護ケアを行う「病児対応型」、病気の回復期にあたる児童を病院等の専用スペースで保育する「病後児対応型」、保育中に体調不良となった児童を保育等の医務室等で緊急的な対応等を行う「体調不良児対応型」の3つに分類されます。

病後児対応型は、村内で平成30年8月に開所した病後児保育施設「こもれび」で実施しており、見込み量に対する確保方策は整っています。

体調不良時対応型は、村内の3保育所等で実施しています。

なお、病児対応型については、村内で実施している施設はありません。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	病後児対応型（延人数）	120	120	120	120	120
確保方策	病後対応型（延人数）	720	720	720	720	720
	体調不良児対応型（施設数）	3	3	3	3	3

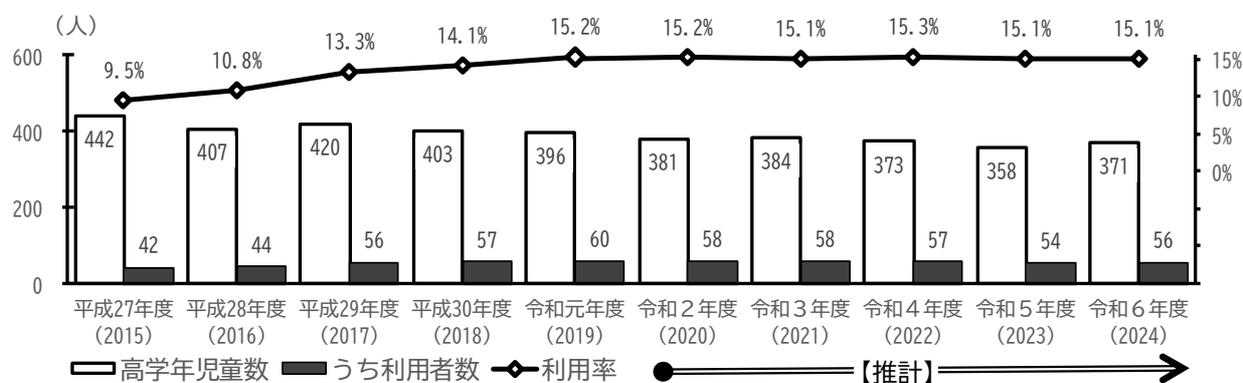
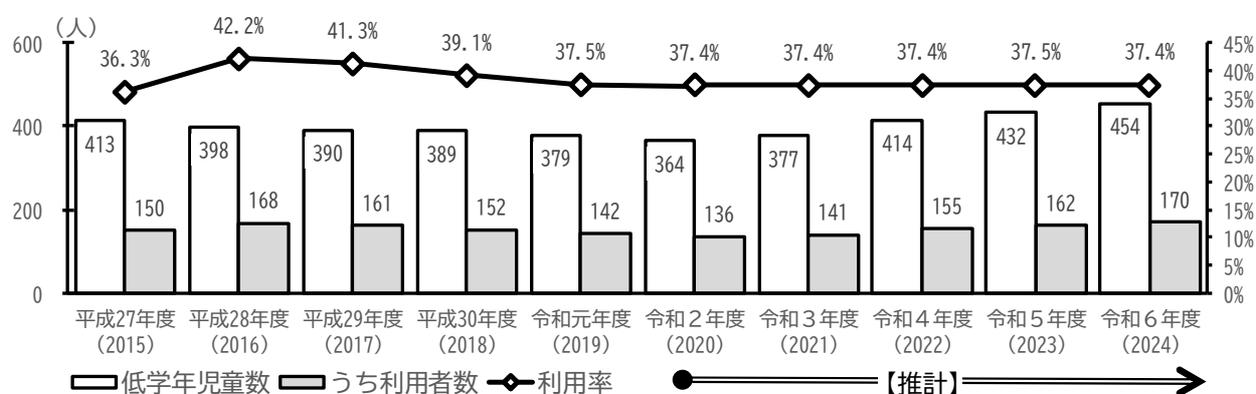
(10) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

放課後児童クラブ（学童保育所）は、主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。

また、放課後子ども教室は、保護者の就労の状況に関わらずすべての児童を対象とし、放課後の時間に地域の大人と過ごしながらか、交流や遊び等を提供する事業です。

放課後児童クラブ（学童クラブ）は、低学年の37%程度、高学年の15%の利用希望を想定し、低学年人口増を踏まえると、低学年では170人程度、高学年では60人弱の利用が見込まれます。

■利用者数の推移・量の見込み



(各年度4月1日時点)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童クラブ 量の見込み (登録児童数)	低学年	136	141	155	162	170
	高学年	58	58	57	54	56
放課後児童クラブ 確保方策 (登録児童数)	低学年	190	190	190	190	190
	高学年	50	50	50	50	50
	クラブ数	6	6	6	6	6
放課後子ども教室 (か所数)		2	2	2	2	2

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。本村では、「しぶかわファミリー・サポート・センター」の利用が可能です。

ニーズ調査では、小学生児童が放課後定期的に過ごす場所としてのニーズはありませんでした。一方、ファミリー・サポート・センターは、放課後の居場所だけでなく、就学前児童も含めて様々なニーズ（子どもの預かり）に対応できる事業でもあります。

平成31年度の登録会員は81人で、まかせて会員（提供会員）は17人、おねがい会員（依頼会員）は57人、提供兼依頼会員は7人でした。

本村では、近年依頼会員の登録件数が増加しており、子育て援助活動事業に対する需要が増加していることから、提供会員の確保に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設が実費徴収・上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

特定教育・保育施設の保育料については、国が定める公定価格をもとに村が保護者の所得に応じて、利用者負担額を設定することとしていますが、実費徴収についても低所得者の負担軽減策の1つとして実現可能か検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本章内で設定した「量の見込み」及び「確保方策」では、2・3号認定の受け入れが不足する見込みであることから、新規施設等の参入について積極的に検討していきます。

4-4 その他の推進方策

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進方策

教育・保育の一体的な提供の推進においては、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

村は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する群馬県が行う施策との連携

村は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、村の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

村は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、村内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、住民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施します。点検、評価の結果はホームページ等で公表します。

また、大きな修正・変更が必要となった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

■子ども・子育て会議の役割

- ・教育・保育施設や地域型保育事業に関する村の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ・村の「子ども・子育て支援事業計画」の策定又は変更について意見を述べること。
- ・村の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

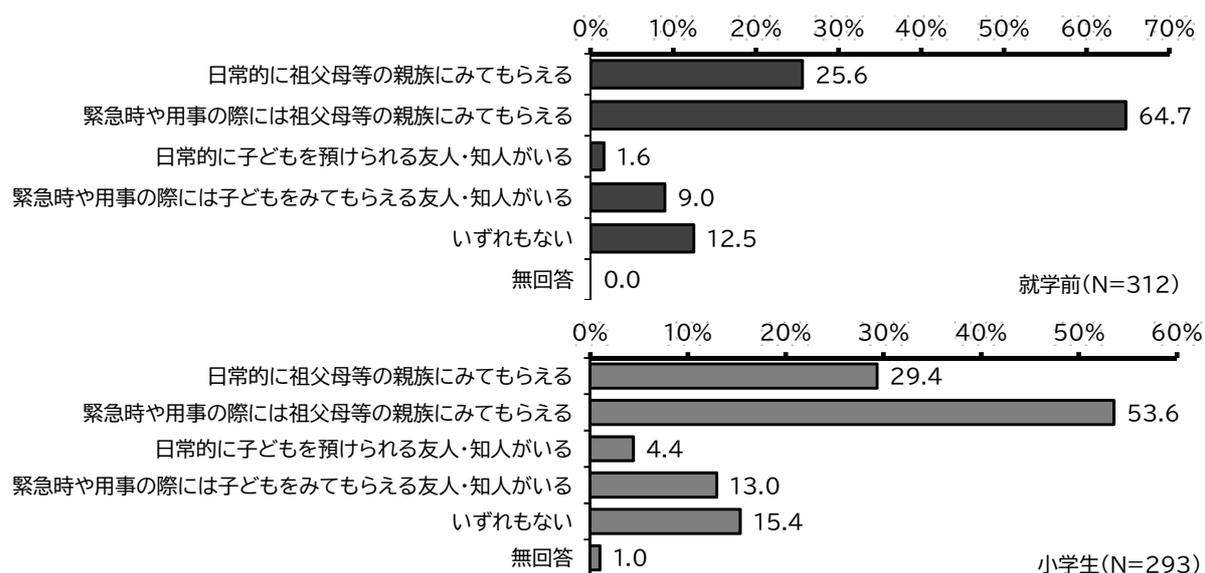
資料編

資料1 アンケート調査結果の概要

(1) 子育て環境

日頃、お子さんをみてもらえる人はいますか。(○はいくつでも)

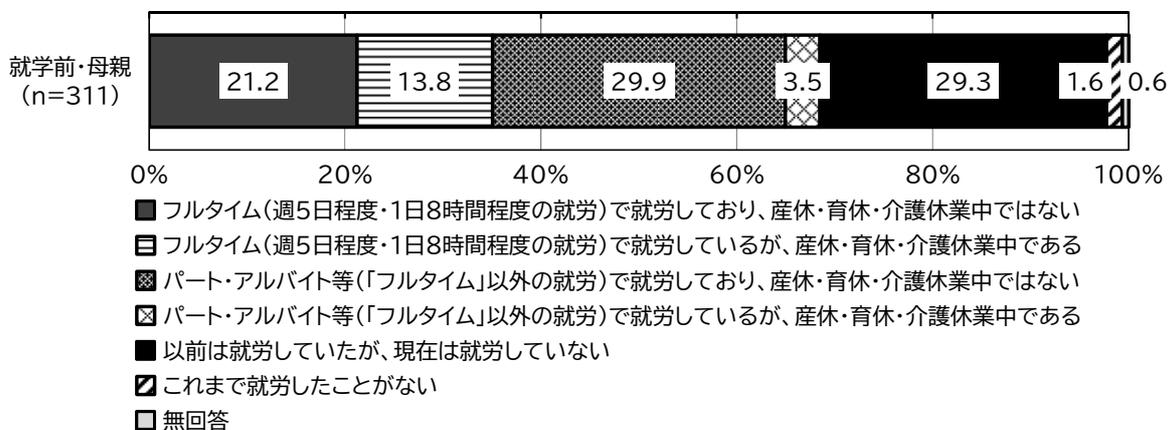
- ・「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、就学前では64.7%、小学生では53.6%となっています。次いで、就学前、小学生ともに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「いずれもない」「緊急時や用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の順です。



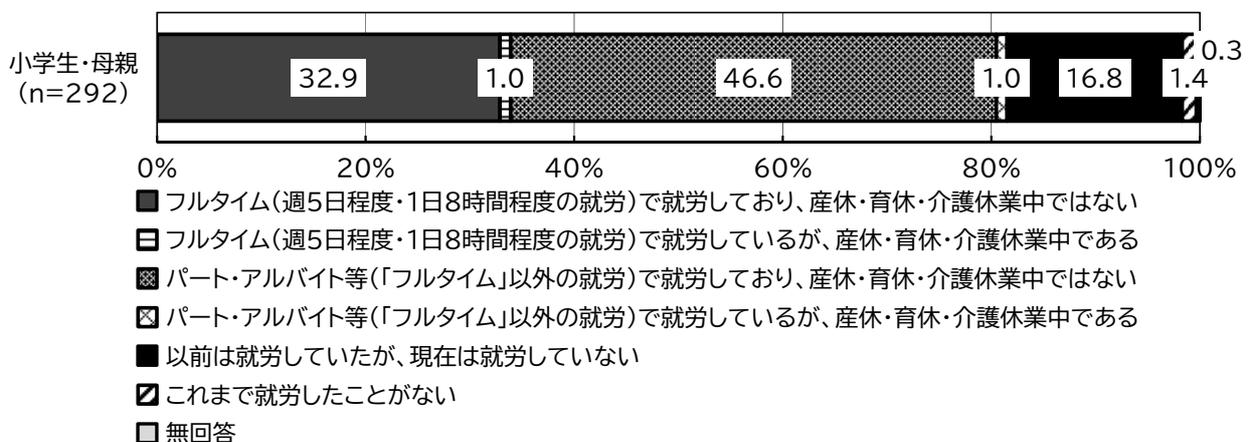
(2) 保護者の就労状況

宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者を含む）をうかがいます。（○は1つずつ）

- ・就学前の母親は、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.9%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が29.3%、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.2%、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が13.8%の順です。



- ・小学の母親は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が46.6%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が16.8%、「これまで就労したことがない」が1.4%の順です。

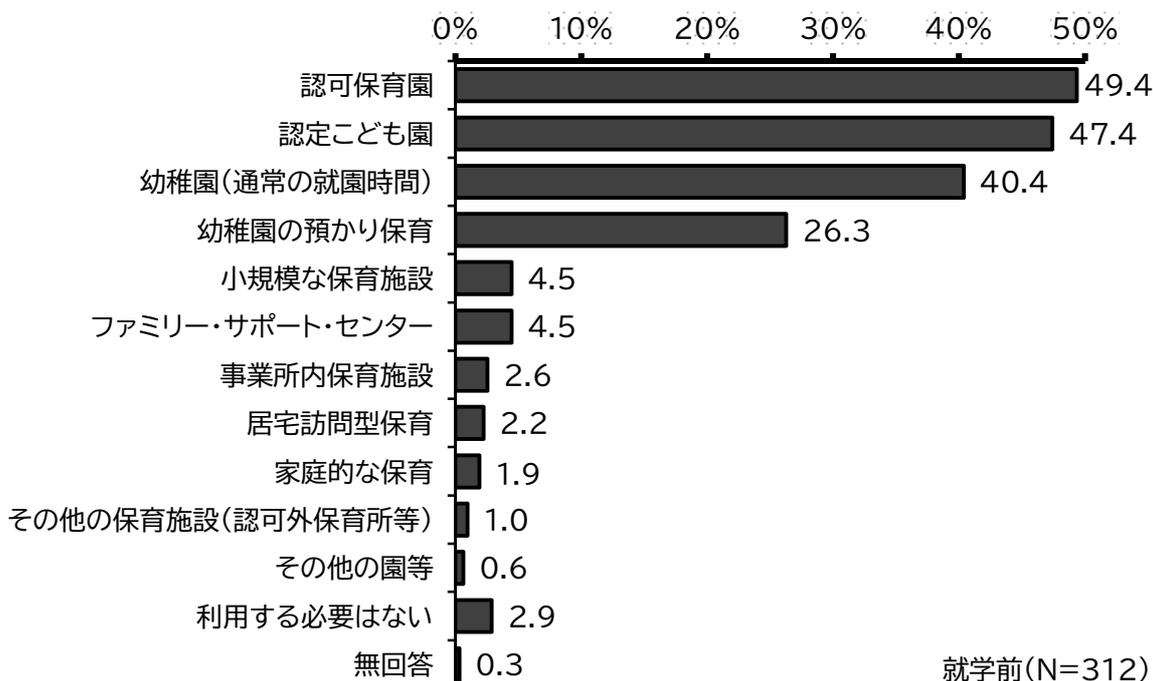


(3) 幼稚園や保育園等の利用意向

現在、利用している、利用していないに関わらず、宛名のお子さんの平日の幼稚園、保育園などの利用について、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

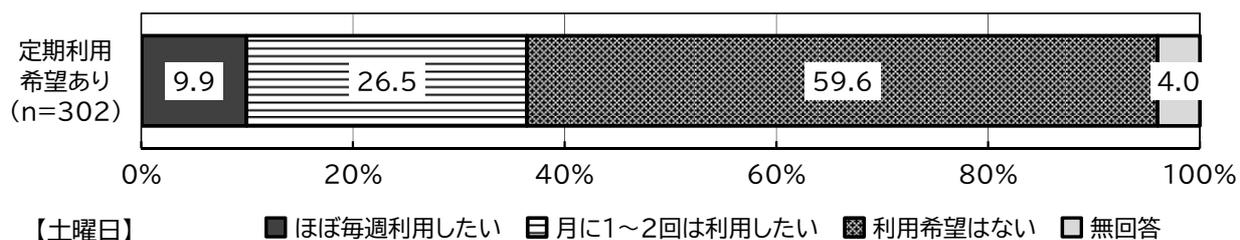
(○はいくつでも)

- ・「認可保育園（県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」が 49.4%と最も高く、次いで「認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）」が 47.4%、「幼稚園（通常の就園時間）」が 40.4%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かるサービス）」が 26.3%の順です。



宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、幼稚園や保育園等の利用希望（一時的な利用は除く）がありますか。※土曜日の結果のみ掲載

- ・土曜日は、「ほぼ毎週利用したい」が 9.9%、「月に 1～2 回は利用したい」が 26.5%、「利用希望はない」が 59.6%となっています。



(4) 病児・病後児保育の利用意向

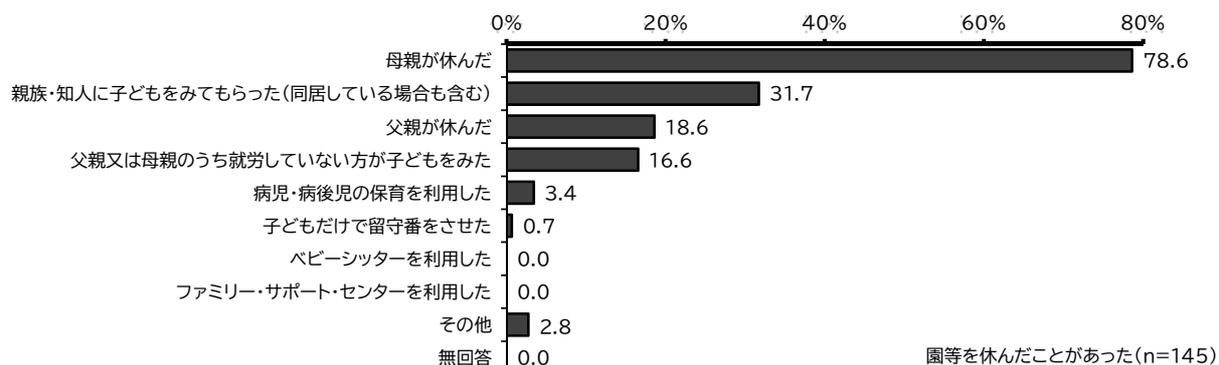
この1年間に、宛名のお子さんが病気やけがにより、利用されている園等を利用できなかったことはありましたか。(○は1つ)

・「あった」が全体では72.5%で、年齢が低いほど割合が高くなっています。



どのように対処しましたか。

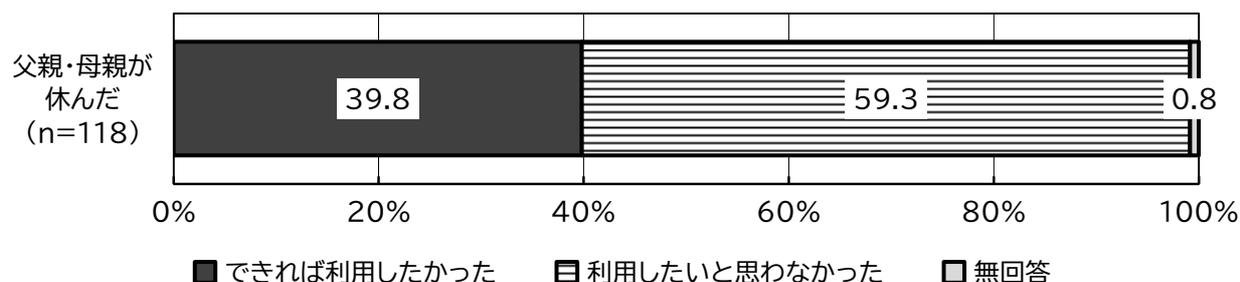
・「母親が休んだ」が78.6%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった(同居している場合も含む)」が31.7%、「父親が休んだ」が18.6%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が16.6%の順です。



【「父親が休んだ」又は「母親が休んだ」とお答えの方】

病児・病後児保育を利用したいと思いましたが。(○は1つ)

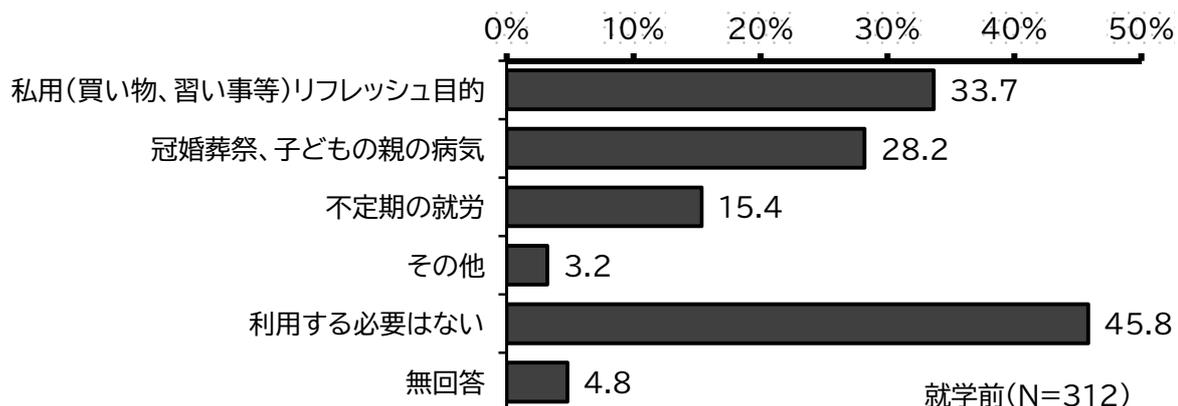
・「できれば利用したかった」が39.8%、「利用したいと思わなかった」が59.3%です。



(5) 一時預かりの利用意向

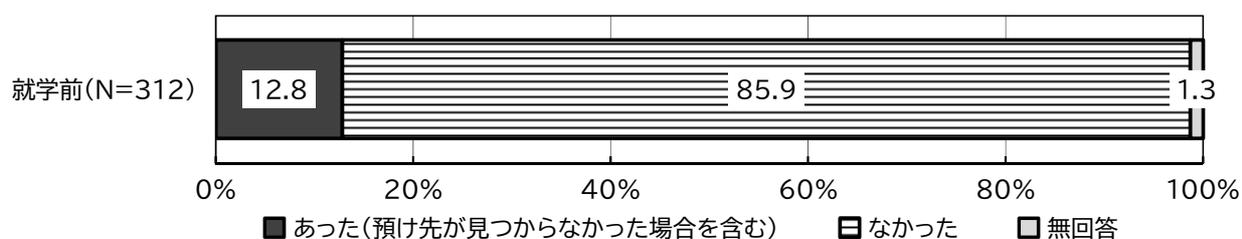
私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や親の病気、あるいは就労のため、宛名のお子さんについて、一時預かりを利用したいと思いますか。

- ・「私用（買い物、習い事等）リフレッシュ目的」が 33.7%、「冠婚葬祭、子どもの親の病気」が 28.2%、「不定期の就労」が 15.4%の順です。
- ・一方、「利用する必要はない」は 45.8%となっています。



この1年間に保護者の用事等により、宛名のお子さんを泊まりで家族以外に預けなければならぬことはありましたか。(○は1つ)

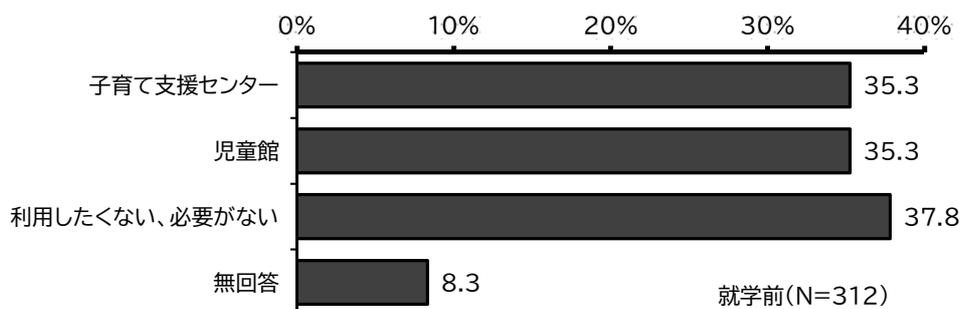
- ・「あった（預け先が見つからなかった場合を含む）」が 12.8%、「なかった」が 85.9%です。



(6) 子育て支援センター・児童館の利用意向

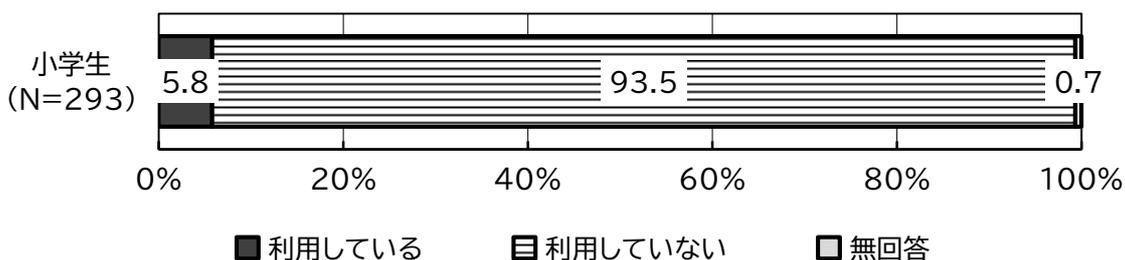
子育て支援センターや児童館について、今は利用していないができれば利用したい、あるいは、現在利用していて利用回数を増やしたいと思いませんか。

- ・「子育て支援センター」「児童館」とともに 35.3%、「利用したくない、必要がない」が 37.8% となっています。



宛名のお子さんは、現在、児童館を利用されていますか。

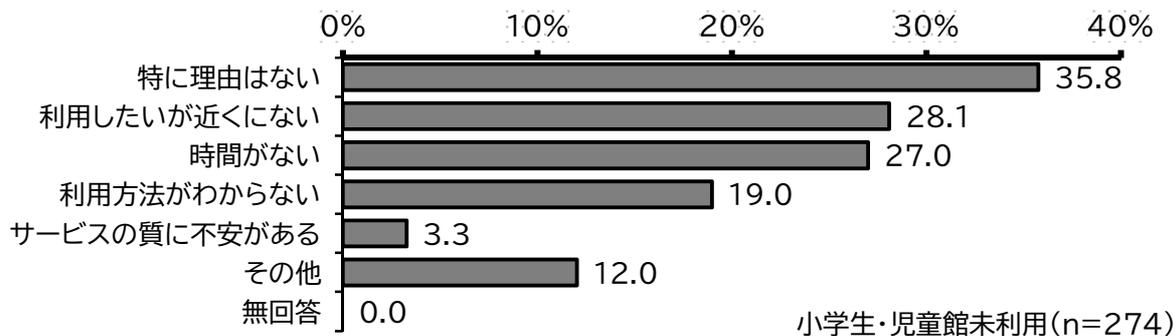
- ・「利用している」が 5.8%、「利用していない」が 93.5%です。



【「利用していない」とお答えの方】

現在、利用していない理由は何ですか。(○はいくつでも)

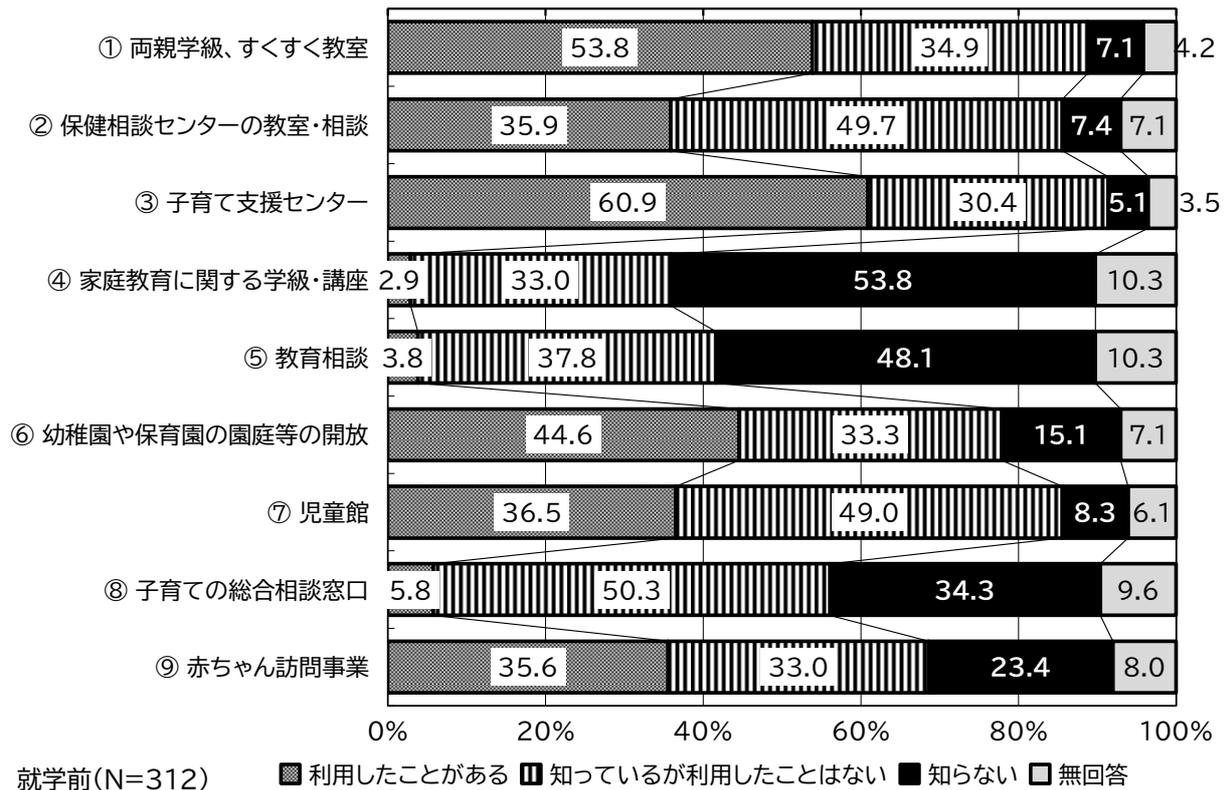
- ・「特に理由はない」が 35.8%と最も高く、次いで「利用したいが近くにない」が 28.1%、「時間がない」が 27.0%、「利用方法がわからない」が 19.0%の順です。



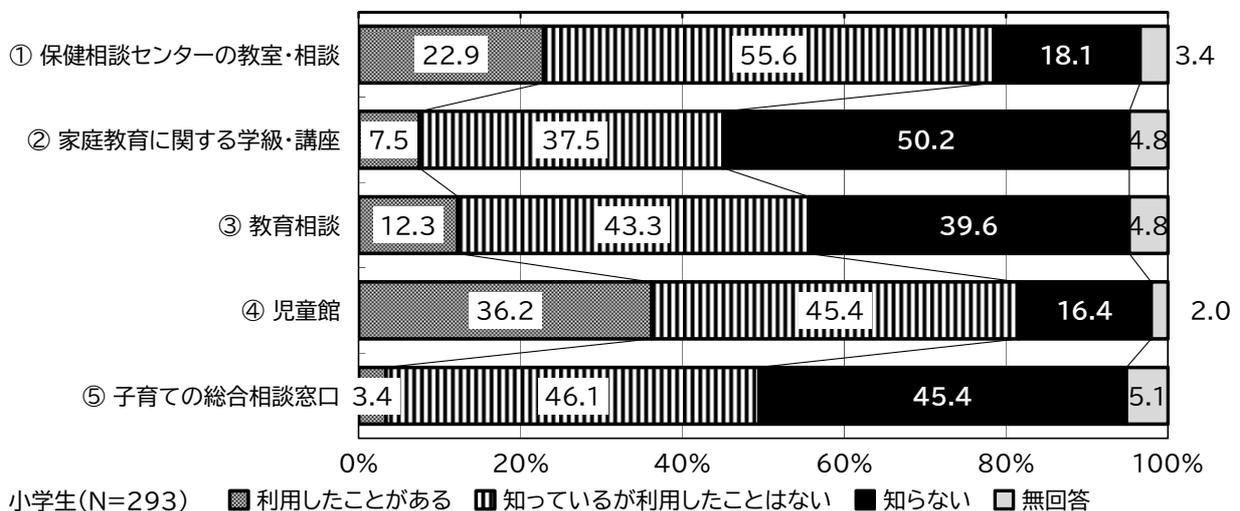
(7) 子育て関連事業の利用状況

次の村の事業やサービスを利用したことはありますか。(それぞれ○は1つ)

・就学前で「利用したことがある」割合が高いものは、「③子育て支援センター」(60.9%)、「①両親学級、すくすく教室」(53.8%)、「⑥幼稚園や保育園の園庭等の開放」(44.6%)となっています。



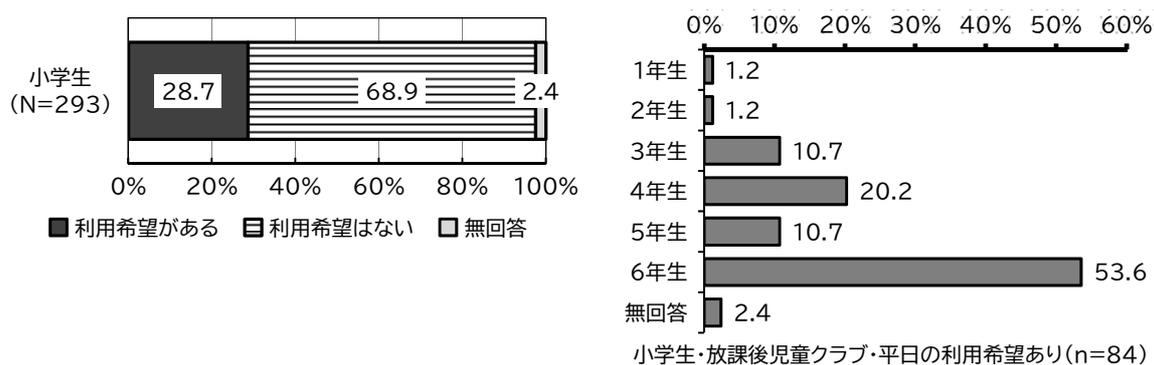
・小学生で「利用したことがある」割合が高いものは、「④児童館」(36.2%)、「①保健相談センターの教室・相談」(22.9%)となっています。



(8) 放課後児童クラブの利用意向

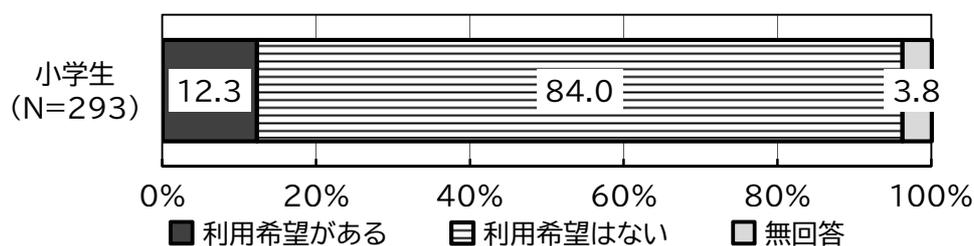
宛名のお子さんについて、今後の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向をうかがいます。

- ・「利用希望がある」は全体では28.7%、学年別にみると、「低学年（1～3年生）」では42.5%、「高学年（4～6年生）」では12.9%となっています。
- ・利用したい学年は、「6年生（まで）」が53.6%と最も高く、次いで「4年生」が20.2%、「3年生」が10.7%、「5年生」が10.7%の順です。



宛名のお子さんについて、今後の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向をうかがいます。（土曜日）【小学生】

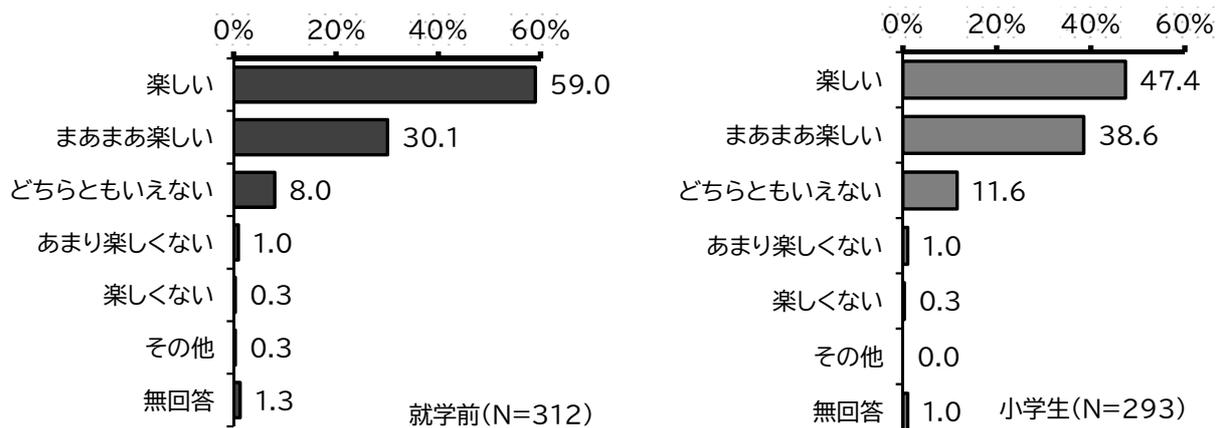
- ・土曜日の「利用希望がある」が12.3%、「利用希望はない」が84.0%です。
- ・利用したい学年は、「6年生（まで）」が58.3%と最も高く、次いで「4年生」が13.9%、「5年生」が11.1%の順です。



(9) 子育て全般について

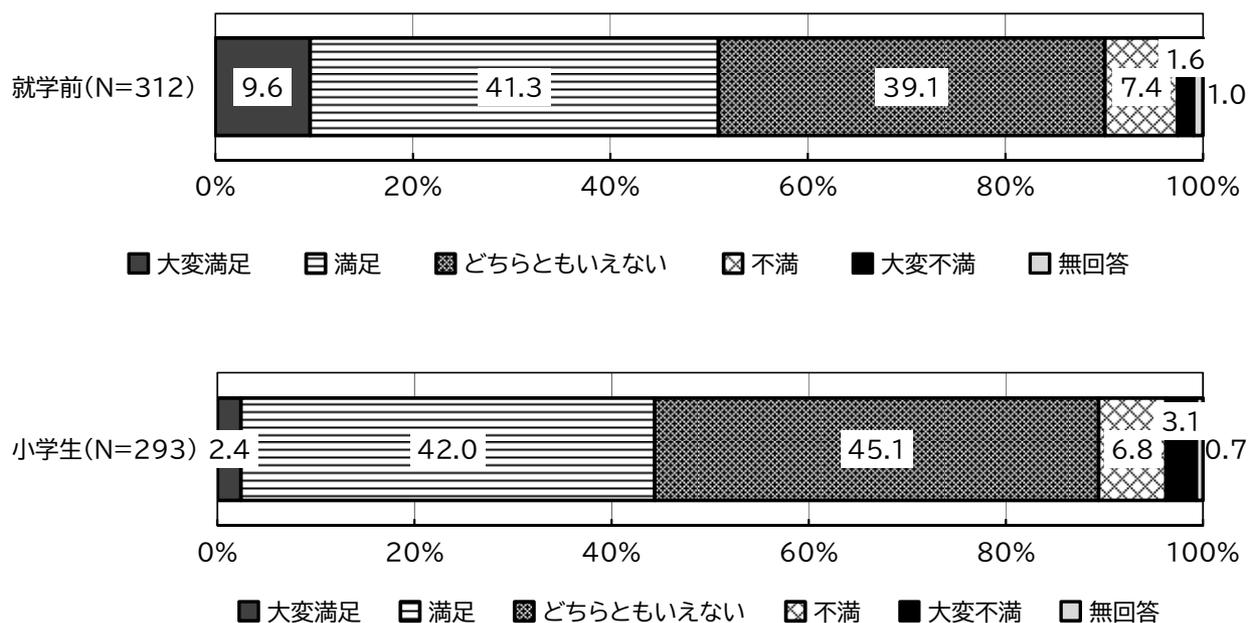
宛名のお子さんを育てているあなたの今の気持ちはどうですか。(○は1つ)

- ・「楽しい」の割合が最も高く、就学前では59.0%、小学生では47.4%、次いで「まあまあ楽しい」が高く、就学前では30.1%、小学生では38.6%で、合わせた割合は、就学前で89.1%、小学生で86.0%です。



村の子育ての環境や支援への満足度についてお聞きします。(○は1つ)

- ・就学前では、「満足」が41.3%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が39.1%、「大変満足」が9.6%、「不満」が7.4%、「大変不満」が1.6%の順です。
- ・小学生では、「どちらともいえない」が45.1%と最も高く、次いで「満足」が42.0%、「不満」が6.8%、「大変不満」が3.1%、「大変満足」が2.4%の順です。



榛東村第2期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行 群馬県榛東村

〒370-3593

群馬県北群馬郡榛東村大字新井 790 番地 1

TEL : 0279-54-2211

企画・編集 住民生活課
